産業組合連合会に関する一考察

立 かゝ ら統 合

成

葉

修

約四○年にわたるこの発展過程の中で、産業組合は全国中央機

関

千

二、産業組合連合会の変遷の概観 産業組合連合会の成立 課題の限定

四、産業組合連合会の統合 成立期の産業組合連合会

産業組合連合会の指導方針

産業組合法改正と連合会 小規模連合会の統合過程

羝小

課題の限定

視点から明らかにすることが、ここでの課題である。一般に協 日本における協同組合発達の特質を、連合組織の展開という

産業組合連合会に関する一考察

その経済的力能拡大の有力な手段にして発展するといってよい。(-) 本稿では、 連合会の形成を通じて、協同組合が地域的ならびに 同組合は、 他の協同組合(同種・異種いずれも)との連結を、

全国的に結集していく過程を考察する。

業を拡大し、農村金融・商品流通の重要な担い手に成長したの 及し、特に農業問題が深刻化する大正・昭和期にその組織・事 であった。 産業組合法公布(明治三三年=一九〇〇年)から、 戦前期日本の産業組合(協同組合)は、主に農村において普

題の検討にあたり、産業組合時代までさかのぼってみる論稿が 組合にも基本的に受けつがれる。現在の系統農協の三段階制問 組織を全市町村に張りめぐらせた。この体制は戦後の農業協同 道府県機関――単位組合という、整然たる三段階の系統

しておこう。 ふれるが、 本稿の視点にも関わる基本的論点をあらかじめ列挙 明治大正期の産業組合連合会は区域がさまざまであるこ

出現しているのも、ここに理由がある。この点は最後の小括で

2

織と比較すれば、地方連合会・単位組合の自由度が高かっ 同じ時期の系統組織の発展は、 にもかかわらず、昭和期(戦後農協も含めて)の系統組 行政と密着していたこと、

たこと、

などである。

は、これまで産業組合の通史や中央機関の発達史において取り、これまで産業組合の通史や中央機関の発達史において取りかつて拙稿で指摘したように、産業組合系統組織の発展過程(2)

どまっていた。その理由の一つは、産業組合連合会の個別分析上げられてきたが、それらは断片的あるいは概説的な記述にと

明なまま残されていることに求められよう(酪農・蚕糸関連のが、資料的制約と方法の未確立のために進まず、その実態が不が、資料的制約と方法の未確立のために進まず、その実態が不

く

方的に総括するための統計的整理や、政策・法律との関連の究今一つの理由は、産業組合連合会の展開を全国的ならびに地研究は存在するが特殊性が強い)。

こ在後担合コスな宣、全国権関目合連合なの司状へに正して、第二合会と表記する)の法制化(明治四二年=一九〇九年)、第二発展の画期を、第一に産業組合中央会・同聯合会(本稿では連明などが十分なされてこなかった点にある。産業組合系統組織明などが十分なされてこなかった点にある。産業組合系統組織

第一の画期までを検討した。今回はそれ以降、全国連合会の設=一九二三年)に求めるとすれば、前回の拙稿は不完全ながら、に産業組合中央金庫・全国購買組合連合会の創設(大正一二年

全国的な系統体制の完成が早急に要求されていた。③第二次産務たる指導・普及活動と事業の連結活動とが未分化なまま、②前出拙稿の一応の結論は、①法制化以前には、系統組織の任

立前後の時期までを考察の対象とする。

なう。 政府も急ぐところであり、事業種類ごとにキメ細かい指導を行政府も急ぐところであり、事業種類ごとにキメ細かい指導を行する。

列から徐々に独立していく。 政策的農業金融において、信用組合は勧銀・農銀の特殊銀行系政策の農業金融において、信用組合は勧銀・農銀の特殊銀行系第三に、発展が目覚ましかったのは信用組合連合会であり、

第四に、全国連合会設立の前段として、連合会の連合会設立である。

本稿の特徴は、郡・数郡区域の連合会の変遷に注目する点で

第1表 産業組合連合会の変遷

			1 9 10 (明治43)	1915 (大正4)	1920 (大正9)	1925 (大正14)	1930 (昭和5)	1935 (昭和10)	1940 (昭和15)
総		数	13	· 72	155	200	185*	151	250*
	兼	信	11	58	86	80	65	48	49
	兼営含む	販	9	27	79	113	121	115	173
	む小	購	5	35	110	153	121	90	176
事	計	利	1	1	2	17	23	41	166
		信	3	30	35	33	33	30	20
業		販	2	3	6	4	18	18	24
		購	-	5	26	36	20	4	1
		利	-	_	-	1	I	1	27
種	信	販	3	4	4	4	2	_	-
	信	賻	1	10	15	12	6	1	1
類	販	赙	_	6	37	72	66	46	29
75 74	販	利	_	_		2	5	12	27
	購	利	-	_		2	-	-	23
別	信	販 購	3	13	30	22	15	11	6
	販	購 利	_	-	-	3	8	22	67
	信則	東購利	1	1	2	5	6	6	20
	そ	の他	-	-		4	3	_	2
Ø	府県	を越す	3	3	3	5	4	6	3
域	府	県	2	24	41	57	100	98	85
	郡る	と越す	2	10	11	29	27	19	71
别		郡	6	35	100	109	54	28	91
組	有阻	夏黄任	13	54	107	132	123	21	
組織別	保意	E責任	-	18	48	68	62	130	247

注(1) 農商務省『産業組合要覧』より作成、全国連合会は除く.

⁽²⁾ 事業種類は信用・販売・購買・利用(生産)をそれぞれ信・販・購・利と 略記した。

⁽³⁾ 事業種類別の小計欄は兼営のものを重複算出している.

^{(4) *}は各欄の合計値と必ずしも一致しない。

および連合会加入組合数の変遷

合	購	買 組	合	生	産(利用)組合		
加入率	総 数	連合会加入数	加入率	総 数	連合会加入数	加入率	
14. 9	6,086	290	4.8	1,280	23	1.8	
20.3	7,457	1,103	14.8	1,673	29	1.7	
36.7	9, 821	3, 987	40.6	2, 448	255	10.4	
49.4	10, 924	5, 438	49.8	4, 358	1,516	34.8	
80.8	10, 292	8, 562	83. 2	5, 376	1,588	29. 5	
104.5	12, 588	12, 372	98.3	9, 973	4, 230	42. 4	
116.3	13, 742	15, 701	114.3	13, 126	11, 263	85.8	

越える場合もある。

注(1) 那須皓・東畑精一『協同組合と農業問題』(改造社、連(利連)と略記することを、あらかじめお断わりしておく。以降は利用)事業の連合会を、それぞれ信連・販連・購連・生以降は利用)事業の連合会を、

理解するからである。

合に至る過程を、系統三段階制の確立の重要なモメントとして数郡区域連合会の簇生から、府県区域連合会によるそれらの統模連合会の展開史は、産業組合連合会の運営の試行錯誤の過程とんどなされてこなかった。しかし、以下に見るように、小規模連合会の展開史は、産業組合連合会の運営の試行錯誤の過程とんどなされてこなかった。しかし、以下に見るように、小規を加速を表のの定義の解明は、資料的制約もあり、これまでほの実態と存立の意義の解明は、資料的制約もあり、これまでほの実態と存立の意義の解明は、資料的制約もあり、これまでほの表述と存立の意義の解明は、資料的制約もあり、これまでほの、これらの小規模連合会は昭和初期に一旦は消滅した。そ

五四年)は、管見の限りで、最も詳細かつ本格的な産(3) 大高全洋『酪連史の研究』(日本経済評論社、昭和頁参照。 「真参照。 「「の」第三六巻第二号、昭和五七年四月)、五三頁参照。 「日本経済評論社、昭和七年)、三○○~三○一頁参照。

業組合連合会の個別研究である。 その基本 的 視 角 は

	信	用 組	合	販	売 組
	総数	連合会加入数	加入率	総数	連合会加入数
大正1年	7, 736	1,113	14. 4	4, 109	613
4	9, 738	3, 287	33. 8	5, 110	1,039
9	11,901	6, 354	53. 4	7,032	2; 584
14	12,880	10, 971	85. 2	8, 226	4,063
昭和5	12, 104	12, 331	101.9	8, 366	6, 760
10	12, 931	13, 201	102. 1	11,905	12, 444
15	13, 430	14, 402	107. 2	13, 563	15, 776

- 注(1) 典拠は第1表と同じ、全国連合会は除く、兼営含む。
 - (2)複数の連合会に加入する組合は重複算出されるから、加入率(%)が100を
 - 連合会加入組合数には未調査の連合会の分は含まれない。

二、産業組合連合会の変遷の概観

5

前掲拙稿、七〇~七一頁参照。

田中雅孝「昭和恐慌下における産業組合製糸」(『地方

史研究』第三四巻第三号、

昭和五九年六月)がある。

4

三三~三四頁参照)。

|協同組合の株式会社への転化」である(『同上書』、

織であった。

研究業績は前掲拙稿、

五四頁参照。

最近のものでは、

下仁田社)にあっては、産業組合化の当初から連合組

組合製糸の代表たる群馬の南三社(碓氷社・甘楽社・

連合会法認の翌年である。要点を四つにしぼろう。 しておく。表出の始点たる明治四三年(ただし第2表は別)は、 まず第1、2、3表によって、産業組合連合会の発展を概括

○五)後、減少に転ずる。底を打ったのは昭和九年(一四 〇の増加であった。大正一三年に一旦ピークを迎えた(二 総数は大正末期まで着実に伸びている。年間約一○~二

購連が急速に伸びてトップに立つ。昭和初期には利連以外 算出)、 大正初期までは信連が多かったが、 大正中期から 事業種類別に四つに分類してみると(兼営のものは重複

一)で、その後再び増加し、昭和一五年には二五〇に達し

五五

が。女 注水心口足口云ッチ木怪然と心熱心然														
	×	域)10 台43)		P15 E 4)		20 E9))25 E14)		30 (a 5)		35 (110)
種	類		府県	その他	府県	その他	府県	その他	府県	その他	府県	その他	府県	その他
調査	連合会	総数	2	11	25	47	44	111	61	126	95	72	91	25
信	小	計	1	10	24	34	39	48	49	31	49	15	47	1
	単	営	-	3	19	11	25	9	31	2	31	1	30	-
用	兼	営	1	7	5	23	14	39	18	29	18	14	17	1
販	小	計	1	8	2	24	10	68	17	83	47	62	59	25
	単	営	1	1	1	2	1	5	-	4	10	6	7	5
売	兼	営	-	7	1	22	9	63	17	79	37	56	52	20
購	小	計	1	4	5	30	18	93	26	115	50	60	53	18
	東	営	-	_	_	6	2	24	4	30	10	7	1	-
買	兼	営	1	4	5	24	16	69	22	85	40	53	52	18
生利	小	計	-	-	_	1	1	1	8	7	10	10	20	9
一 利 産)	東	営	-	_	-	-	-	-	-	-	_	1	_	-
産ご	兼	営	-	-	-	1	1	1	8	7	10	9	20	9

注(1) 典拠は第1表と同じ.

(2) 未調査のものがあるため、合計値は第1表と一致しない。

営が二七で、後者が優勢であった。

数とほぼ見合う数になっている。昭和一五年

販購利連が 伸びてくる。なお、信連は道府県の内の購連・信販購連が減少して、代わりに

の道府県区域の信連の内訳は単営が二〇、兼

が主要な形態であった。昭和期に入ると、こ連(単営)・ 購連(単営)・ 購連・信販購連

るからである。生連(利連)は連合会数も少いるが、それは販売組合数の増加が遅れてい事業が最も著しい。大正中期には信連の加入事業が最も著しい。大正中期には信連の加入事業が最も著しい。大正中期には信連の加入事業が最も著しい。大正中期には信連の加入事業が最も著しい。大正中期には信連の加入事業が最も著しい。大正中期には信連の加入事業が最も著しい。大正中期にほどのでは、第2表)、信は、第2表)、信息に、第2表)、信

さらに細分してみれば、大正末期までは信医療組合の普及によるところが大きい。利連とも激増した。これは農村工業の奨励と、販・購・が高まる。昭和一〇年代に至ると、販・購・は減少傾向をたどるが、その中で販連の比重

なく、昭和初期まで停滞的であった。

のそれと合わせて全体の約三分の二を占めるに至るが、こ郡を越す(府県区域には達しない)ものが急増し、郡区域区域のものが主流になっている。もっとも昭和一五年には倒的に多かったが、昭和初期には激減し、代わって道府県の 第1表に戻って区域を見ると、大正末期まで郡区域が圧

三社、神奈川県の漸進社)である。も少数存在するが、そのほとんどが組合製糸(群馬県の南いる。また、府県を越す(ただし全国連合会は除く)もの

れは前述の農村工業・医療関連の連合会の増加に起因して

することにしたい。城とする連合会を、おのおの全国連・府県連・郡連と略称なお、以下では全国・道府県・郡(数郡)をそれぞれ区

県区域以外の「その他」はほとんどが郡連である。 会の事業種類と区域との 関連を見 てみよう(第3表)。府次(昭和一一年の調査)までである。これによって、連合掲載されるのは、第九次(明治四三年の調査)から第三四規載されるのは、第九次(明治四三年の調査)から第三四規載されるのは、第九次(明治四三年の調査)が、那連を含め

《ノート》 産業組合連合会に関する一考察府県区域へと移っている。それ以降郡連は激減していく。まず信連は、大正末期に主流が兼営・郡区域から単営・

れも兼営)が昭和初期にズレ込む。以後も郡連が若干存在・販連・購連の場合は、郡区域から県区域への転換(いず

また生連(利連)は、昭和一○年頃から兼営・府県区域

している。

で徐々に数を増やしていく。

は一貫して有限責任が多かった。昭和恐慌後の産業組合拡<

充計画の時期(昭和八~一五年)に、単位組合と同様に保

有限責任は全く姿を消す。証責任への転換が進められた。その結果、昭和一二年以降

地域実態に即し て検討する。 次の三では、以上見てきた連合会の展開を、その設立方針と

ニ依ル農村工業ニ関スル調査』(昭和一八年の調査)及同連合会調査』(昭和一四年の調査)、同『産業組合査)および産業組合中央会『第七回全国医療利用組合注(1) 農林省 『第三四次産業組合要覧』(昭和一一年の調

三、産業組合連合会の成立

などを参照。

産業組合連合会の指導方針

(-)

産業組合法の第二次改正(明治四二年四月公布、同年九月施

タ・一下 四部系合資金会科問門は一定製

(明治三八年三月創立)が社団法人・産業組合中央会に衣更えれた。 まず指導・普及面では、 従来 の 大日本産業組合中央会行)によって、産業組合の系統組織化は法律的裏付けを与えら

○年の沖縄支会の設立)。(旧組織)から全道府県への拡充が目指される(最終は大正一

し(同四三年一月設立許可)、府県支会も明治 四 二 年 の 二 九

の指導方針の説明が、諸会合および雑誌等を通して行なわれて一方、産業組合連合会については、法律の解説や設立・運営

は、早くも連合会設立の要件について考察を試みている(以下、は、早くも連合会設立の要件について考察を試みている(以下、大正初期までの動きを追ってみることにする。いく。以下、大正初期までの動きを追ってみることにする。いく。以下、大正初期までの動きを追ってみることにする。の指導方金の影明が、諸会合および雑誌等を通して行なわれての指導方金の影明が、諸会合および雑誌等を通して行なわれての指導方金の影明が、諸会合および雑誌等を通して行なわれての指導方金の影明が、諸会合および雑誌等を通して行なわれての指導方金の影明が、諸会合および雑誌等を通して行なわれての指導方金の影明が、諸会合および雑誌等を通して行なわれての指導方金の影明が、諸会合および雑誌等を通して行なわれての指導方金の影明が、諸会合および神話等を通りている(以下、

新紀元を開」くものと評価しつつも、「連合会の濫設も行はれ、井上について見ると、連合会の法認を「産業組合の発達上一引用に際し旧漢字は新漢字に改める)。

誠意なき連合会当事者のために健全なる組合が其の基礎を破壊

亦必ずしもなしとは限らざるなり」と、懸念を表明している。営法をもどかしく思ふなど、却て組合の基礎を危くするが如き濫設し、或は連合会の活気ある事業振を見て組合の着実なる経せらるゝもあり、或は連合会を設けんがために、粗造の組合を

①産業組合の数、②行政区、③貨物集散地との関係、④地理上次いで井上は、連合会の区域を定める基準を八項目あげる。

係、以上である。この内どれを重視すべきかは、事業種類によ業組合の事業量、⑦販路・取引先との関係、⑧当事者の人的関の関係、⑤同業者(銀行・問屋・仲買商など)との関係、⑥産

って異なる、とする。

的信用が厚くなる。これに対して、販・購・生連においては、③会の幹部に据えれば、公平・穏当な運営が期待できるし、社会

督指導に当たる県庁・郡役所(あるいは農会)の当局者を連合

まず信連を考えてみれば②と⑧が重要になる。産業組合の監

翌明治四三年に入ると、農商務省は産業組合連合会の模範定寧ろ実際上の便宜に従」うべきである、との考え方が示された。寧ろ実際上の便宜に従」うべきである、との考え方が示された。第一郎作月か馬くなる。これに対して、駅・駅・生通にネレては、3

を示している。というでは、中央会が「産業組合連合会の設立及経営上特に注意を要する事項如何」という議合連合会の設立及経営上特に注意を要する事項如何」という議を示している。

合会但馬共同社(同年二月設立、大正元年八月解散)であった。款を発表した。法認の連合会の嚆矢は兵庫県の生糸販売組合連

第一は設立上の注意である。

まず信用組合連合会を設立すること。他の事業は信連のに言う。それが、それ

に配慮しておく、

発展を待って、信連に兼営させるか、または別置するか、

することも、金融等の支障がない限りは妨げるものではな いずれかとする。もっとも、最初から販連・購連を設立

認む」。 そして 区域内の関係組合はなるべく全部網羅する 合は「大体に於て先つ郡或は数郡の区域に依るを可なりと 区域は所属組合が意思疎通できる範囲とする。信連の場

組織形態は、有限責任よりも保証責任の方が望ましい。

方針をとる。

その理由は、連合会の信用を高め、かつ経営を慎重になら しめるからである。

たのである。

事実上の連合体を形成するなどの方法を通して組合間の意 思を疎通し、経営計画を定めた後に設立手続きに着手する。 設立準備は周到に進めること。協議会を重ねるか、または

次に、経営上の注意としては

組合共同補助の精神を貫徹する

所属組合の実力(事業量、信用程度など)を把握し、そ

事務所は、所属組合の事務所に適当なものがあれば、そ

れに応じた事業計画を立てる、

4 れに併置する、 産業・自治・教育等の諸機関と連絡をとり、外部的障害

≪ノート≫

産業組合連合会に関する一考察

といった諸点があげられた。(5) ⑤ 中央会に加入して、その指導・援助を仰ぐ、

合会が京都府(与謝郡信連)・兵庫県(生糸販連但馬共同社)に なかった。すなわち、府県連合会は東京府信購連のみで、郡連 ところで、この時点で存在する産業組合連合会は五つにすぎ

社)という状況であった。上記大会では、京都府・群馬県の概(6) たため、論議は進まず、結局次回大会の検討課題として残され 況が報告されはしたが、ほとんどの府県が連合会未設立であっ 各一、広域連合会が群馬県に二(信販連下仁田社・信販連碓氷

談の披露の後、 前年の「有働私案」を中央会の方針として採択(^) して決着がつけられた。 は、宮城県(県信連)・新潟県(中越信連・中蒲原信連)の経験

次の第七回大会(明治四四年四月)において、この「宿題」

合会問題を含めている。すなわち、 辞では、産業組合政策の「特に注意すべき事項」六点の内に連 治四五年六月) において示される。下岡忠治農務局長の開会の 他方、行政プロパーの方針が第二回産業組合主任官会議(明

したり、将来各種の産業組合を統括するに此種の連合会は必 第四には連合会のことなり。各県に於て漸次連合会も成立

立すへし。唯此の連合会の成立は必然の勢にして、且大に必く、旁々濫設は大に注意し、実際必要に迫られて後之れを設要なりと雖も、其設立には費用を要することも少からさるべ

すへし。(9)要なりと信ず、故に設立の必要あるに於ては宜しく之を設立要なりと信ず、故に設立の必要あるに於ては宜しく之を設立

と、濫設を戒めながらも、連合会の重要性を強調したのである。

定した。 定した。 定した、あらためて信連の設立を推奨した外、「連合会の構策として、あらためて信連の設立を推奨した外、「連合会の構策として、あらためて信連の設立を推奨した外、「連合会配対

第一に連合会の構成に関しては、

した者を選出すること。職員採用についても注意を払うこ① 役員には、声望があって統率力を持ち、経済事情に精通

うことになろう。

事情の許す限り区域を広げること、② 区域は信連はできるだけ大区域とし、他の連合会は地方

- ③ 組織形態は保証責任が望ましい。
- ④ なるべく単営とする、
- ⑤ 設立に際しては地区内組合の過半数の同意を得ておくこ

第二に連合会の運用については、

- 銀行や農会などとの連絡を密接にしておくこと、)所属組合の財産・事業状況の調査を怠らないこと。また
- ・ 販連は、商標を設定すること。加工事業も実行すべきでること。信用程度表作成に際しては支会と連絡すること、(信連にあっては、利率に注意しつつ貯金吸収方法を考え
- める、販連は、商標を設定すること。加工事業も実行すべきで
- 減など輸送方法に配慮すること、(⑴)

以上である。

4

販連・購連の事業はなるべく普遍的であること。 運賃軽

3

2

1

販購生連=後続・小区域、そしていずれも保証責任組織、とい会の連合会設立の方針をまとめるならば、信連=先行・大区域、これまでみてきたところから、行政当局および産業組合中央

問題の協議結果である。関係項目を三点にまとめる。年五月)における、「信用組合連合会の運用方法如何」という年五月)における、「信用組合連合会の運用方法如何」という今の点を確認させるのが、第九回全国産業組合大会(大正二

- 務所に併置するのが便利である。
 電連の区域はなるべく一府県とする。事務所は支会の事
- ③ 府県割当の低利資金はなるべく連合会が引き受ける。② 各郡に出張所または世話人を置いて各種の便宜をはかる。

大正三年には、全国産業組合大会の行事として「産業組合連

催された。第三回協議会(大正五年五月)では、「販売組合連合 会及購買組合連合会の設立及運用に関し注意すべき要項如何」 合会協議会」が新設され、大正一二年(第一○回)まで毎年開

一、区域は通例郡を標準とすること、

について、

六、各連合会に於て成るべく連絡を取ること、 (二~五項省略)

七、府県を区域とする信用組合連合会に加入し資金融通及預 金の便を得ること、

れ、販連・購連=郡規模がこれに加入するよう誘導されるので この時期になると、信連=府県規模という方針が明確にさ

などを決議した。

述)が、県信連・郡販購連の方針を早くに決定している。また 合協議会(明治四五年)や長野県の支会理事会(大正元年、後 各府県における設立方針を若干見ておくと、静岡県の産業組

福岡県では大正八年の産業組合振興計画において同様の方針を

注(1) 「協議会議事録」(『産業組合』第四三号、明治四二

打ち出した(後述)。

(2) 井上貫外「産業組合連合会設立の要件」(『中央農事 年五月)、二一~二三頁参照。

《ノート》

産業組合連合会に関する一考察

報』第一○九号、同年四月)、三九~四○頁参照。 井 を列挙」する予定であったようだが、未完のまま終わ 上は連合会の区域問題の外、「設立上注意 すべき 事項

3 同四三年九~一一月、同四四年二月)、参照。 合会模範定款」(『大日本農会報』第三五一~三、六号、 『官報』第八○一七~一九、二二号(同四三年三月 七~一八、二四日)の該当記事および「産業組合連

4 第一四次(同八年)には、現存の連合会の設立年月・ 局編『産業組合要覧』の第一〇次(大正三年発行)~ 大正二年四月)、 六五頁参照。 ちなみに農商務省農務 「産業組合連合会の現状」(『産業組合』第九〇号、

6 (5) 「全国産業組合大会」(『産業組合』第五六号、明治 四三年六月)、七八頁参照。 注(4)と同資料、同頁参照。

事務所所在地が記載された。

(7) 注意をひくのは、信連設立の動機が「成るべく良い く之を分配してやらう」というものだった点、そして 資金を借受け、さりして各組合の目方を量って都合よ 組合を連合せしめて其の連合会の名を以て多くの低利

低利資金の借入に際しては連合会理事・監事の個人保 証を余儀なくされたことなどである(宮城県信連)。

また、中越信連(一市五郡区域)の場合、地方銀行

も連合会役員が個人財産を銀行に担保として差し出し を窓口として各組合と金融取引を行なったが、ここで

ている。いずれも初期の連合会の「信用程度」を表わ すトピックであろう(「第七回全国産業組合大会記事」、

『産業組合』第六八号、明治四四年六月、六○←六頁

8 論議については、 前掲拙稿「系統化方針」、 六〇・六 第一回産業組合主任官会議(明治四〇年)での関係

(9)(1) 「産業組合主任官会議(一)」(『産業組合』第 八二号、大正元年八月)、二七~二八頁。 なお農商務 三頁参照。

省農務局『第弐回産業組合主任官会議要録』(大正元 年八月)には、下岡の演述の最終部分が載せられてい

(12) 「大会議事」(『同上誌』第九三号、大正二年七月)、 (11) 「産業組合主任官会議(二)」(『同上誌』第八三号、 同年九月)、二七頁参照。

13 八一頁参照。 「連合会協議会」(『同上誌』第一二八号、同五年六

月)、七〇頁。

『保証責任静岡県信用組合聯合会創立二十五年誌』 (同会発行、昭和一二年)、三六~三七頁参照。

産業組合連合会の実態を見る前に、その展開の地域差を郡連 成立期の産業組合連合会

連合会法認からそれぞれ約一〇年、二〇年が経過した時点であ 販・購・生(利)連の数を第4表に示す(いずれも兼営を含む)。 の多寡という視点で考察しておこう。各府県における信連と

る。なお、府県連の設立時期の差は四の口で検討する。 郡連の偏在は明らかである。これを、明治・大正期において

に分けて、郡連の設立時期を見たのが第5、6表である。 同一時点に三以上の郡連が存在した府県と、そうでない府県と

(奈良を除く)・山陽・九州東部の二四府県 である。 郡連の設 郡連が多いのは、北関東(栃木を除く)・北陸・東海・近畿

県(主に組合製糸)以外では設立が見られない。 られる。昭和期は少なく、特に恐慌直後の昭和五~九年は長野 立時期は大正後半期に集中するが、それ以前にもかなりの数見

陰・四国(愛媛を除く)・九州西部の二三府県 である。 特に東 これに対して郡連が少ないのは、北海道・東北・南関東・山

おいて、昭和一〇年頃から郡連設立が始まっている点である。 すべきは、 東北(福島を除く)・九州西部(鹿児島を除く) に 京・鳥取・沖縄の三府県では全く郡連が見られなかった。注意

その大半は農村工業関連のものであった。

連合会展開の地域差については、四で再び検討することにす

第4表 道府県における事業別・区域別連合会数

		,	舟 7 衣	理/	円界(□ 4	ず未か							
			19		(大正9)			19		(昭和5	5)	
		信	用	販売 生	透購買 産	合	計	信	用	販売 利	E購買 用	合	計
		府県	その他	府県	その他	府県	その他	府県	その他	府県	その他	府県	その他
北海	道	1	1	1	_	1	1	1		2(1)	1	2(1)	1
青	森	1	-	-	-	1	-	1	_	1	1	2	1
岩	手	1	-	1	-	2	-	1	-	2(1)	-	3(1)	-
宮	城	1	-	_	-	1	_	1	-	-	-	1	-
秋	田	1	1	1	2	1	2	1		1	-	2	_
Щ	形	-	-	_	-	_	-	1	_	1	-	2	_
福	島	1	-	-	1	1	1	I	_	1	_	2	-
茨	城	1	-	-	1	1	1	1	-	1	2	2	2
栃	木	1	-		-	1	-	1	-	1	-	2	-
群	馬	1	3(3)	-	3(3)	1	3(3)	2(1)	2(2)	4(3)	2(2)	5(3)	2(2)
埼	玉	1	-	1(1)	6	2(1)	6	1	-	3(2)	2	3(2)	2
千	葉	-	2	_	-	_	2	1	-	1	-	2	-
東	京	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
神 奈	Щ	1	1(1)	1	1(1)	1	1(1)	1	1(1)	1	1(1)	2	1(1)
新	澙	-	6	-	1	_	6	1	_	1	1	2	1
富	Щ	1	-		3	1	3	1	-	1	2	2	2
石	111	-	2	-	3	-	3	1	-	1	_	2	-
福	井	1(1)	3	1(1)		1(1)		2(1)	1	2(1)	1	3(1)	1
Щ	梨	1	-	-	2	1	2	1	_	1	-	2	-
長	野	1	-	1	2(2)	2	2(2)	1	-	1	4(3)	2	4(3)
岐	阜	1	-	-	2	1	2	1	-	1	7(1)	2	7(1)
静	岡	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	2	
愛	知	1	1	_	10	1	10	1	1	1	8	2	8
三	重	1	5	-	6	1	6	1	3	1	3	1	3
滋	賀	1	-	1	3(1)	1	3(1)	1	-	1	6	1	6
京	都	-	6	-	6	-	6	1	4	1	5	2	5
大	阪	1	1	-	3	1	3	1	1	_	1	1	1
兵	庫	1	2	-	5	1	5	1	-	3*	I	4*	1
奈	良	I	-	-	1	1	1	1	-	2	ı	2	1
和歌	Щ	1	-	-	5(1)	1	5(1)	1	-	1	1	2	1
鳥	取	1	-	1	-	1	-	1	_	3(1)		3(1)	
島	根	1	-	1	-	1	-	1	-	1	2(1)	l .	2(1)
岡	山	1	7	1	9	2	9	1	2	1	6	2	6

			1920 (大正9) 1930 (昭和5)											
		信	用	販売 生	.購買 産	合	計	信	用	販売!	購買 用	合	計	
		府県	その他	府県	その他	府県	その他	府県	その他	府県	その他	府県	その他	
広	島	1	_	1	-	1	_	1	-	1	1	l	1	
山	口	1	1	-	7	1	7	1	-	1	1	2	1	
徳	島	1	-	_	1	1	1	1	-	2(1)	1	3(1)	1	
香	Щ	1	-	1	_	1	-	1	-	2(1)	1	2(1)	1	
変	媛	1	-	-	5	1	5	1	-	1	5	2	5	
高	知	_	1	_	1	-	1	1	-	2(1)	1(1)	2(1)	1(1)	
福	岡	1	1	-	6	1	6	1	-	1	-	2	-	
佐	賀	1	-	1	1	2	l	1	_	1	-	2	-	
長	崎	-	-	-	-	-	-	1	- '	1	1	1	1	
熊	本	1	-	1		1	-	1	-	2(1)	-	3(1)	-	
大	分	1	4	_	4	1	4	1	-	1	-	2	-	
宮	崎	-		_	-	-	_	1	-	1	3	2	3	
鹿	児島	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	
沖	縄	1	-	1	-	1	-	1	_	1	-	1	-	
調査総	連合会数	39(1)	48(4)	19(2)	103(8)	44(2)	111(8)	49(2)	15(3)	62(13)	72(9)	95(13	72(9)	

注(1) 典拠は第1表と同じ.

- (2) 信用事業と他の三事業を兼営する連合会は重複算出される.
- (3) ()内は繭糸・牛乳など特定産品に関連する連合会の数である。
- (4) *は県購連と県販連およびその合併連合会(県販購連)を重複算出している。

一、信用組合連合会は県一円を区域と

して設立すること。

近時県下各郡に於て或は一郡を、或は二、三郡を区域として設立の計或は二、三郡を区域として設立の計或は二、三郡を区域として設立の計域に一部書して需給其の節を保ち、効果を奏すして需給其の節を保ち、効果を奏すして需給するや疑なき能はず、之を本県下全円して需給するや疑なき能はず、之を本県下全円るや疑なき能はず、之を本県下全円るや疑なき能はず、之を本県下全円のでいるや疑なき能はず、之を本県下全円のでいるや疑なき能はず、之を本県下全円のでいるや疑なきにはず、之を本県下全円のでは、

を、設立の事情、運営の実態、指導方針 を、設立の事情、運営の実態、指導方針 との関連などの諸点について見ていこう。 長野県では、大正元年一〇月の長野支 長野県では、大正元年一〇月の長野支 大正元年十〇月の長野支 る。

次に、成立期の産業組合連合会の事例

六四

第5表 郡連の設立時期(1)

設立	Z時期 1名	明43 ~ 大3	大4~ 大8	大9~ 大I3	大14~ 昭 4	昭5~ 昭9	昭10~ 昭11	}
茨	城	_		3		_	_	3
群	馬	_	_	4	_	_	_	4
埼	王	_	4	5		_	1	10
新	温	5	1	-(1)	1	_	_	7(1)
富	山	_	3	4	1	_	_	8
石	Ш	_	3	1	_	_	_	4
福	井		_	3	_	5	1	4
長	野	3	_	1	_	_	_	9
岐	阜	_	1 .	ı	8	_	_	10
静	岡	1	_	3	_	_	1	5
変	知	3	3	7	_	-	1	14
=	重	6	2	1	-	-	4	13
滋	賀	-	1	7	1	-	_	9
京	都	3	1	3	1	-	1	9
大	阪	1	-	2	_	_	1	4
兵	庫	1(1)	2	4	1	-	-	8(1)
和歌	: Щ	-	3	3	- 1	-	-	6
岡	山	4	6	2	I	-	_	13
広	島	-	-	5	1	-	1	7
山	п	3	4	6	3	-	-	16
愛	媛	1	3	3	2	-	-	9
福	岡	1	1	7	-	-	1	10
大	分	3	-	2	-	-		5
宮	崎	-	-	5	-		-	5
小	計	35(1)	38	82(1)	20	5	12	192(2)

注(1) 典拠は第1表と同じ.

⁽²⁾ 新潟県の()内は中越販購生連(第14表参照),兵庫県の()内は但 馬共同社(本文三の円参照)である(筆者が補充).

⁽³⁾ 年号は明治43年を明43のように略記した(大正・昭和も同様).

第6表 郡連の設立時期(2)

追解集名 八0 八0	計 4 6 7 5
北海 1 - 1 - 2 青森 - - - 4 岩 手 - - - - 7 宮 城 - - - - - 7 宮 城 - - - - - - - 秋 田 - - - - - - - 山 形 - - - - - - - 山 形 -	6 7 5 5
岩 手 - - - - 7 宮 城 - - - - 4 秋 田 - - - - 3 山 形 - - - - - 1 福 島 - - - - - - ボ 大 - - - - - - ボ 大 - - - - - - ボ 大 - - - - - - - ボ 大 - - - - - - - - ボ 大 - <t< td=""><td>7 5 5</td></t<>	7 5 5
宮城 - - - 4 秋田 - - - - 3 山形 - - - - 1 福島 - - - - - 栃木 - - - - - 東京 - - - - - 東京 - - - - - 中華 - - - - - 中 - - - - - 東京 - <td< td=""><td>5 5</td></td<>	5 5
秋 田 - - 2 - - 3 山 形 - - - - 1 福 島 - - 1 - - 栃 木 - - 1 - - 千 葉 1 1 - - - 東京 - - - - - 神奈川 - - - - - 山 梨 - - - - - 島 取 - - - - 島 - - - - - 高 - - - - - 市 - - - - - 市 - - - - - 日 - - - - - 日 - - - - - 日 - - - - - 日 - - - - - 日 - - - - - 日 - - - - - 日<	5
山 形 1 1	
福島 -<	
栃木 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	1
千葉 1 1 - 1 - - 東京 - - - - - 神奈川 - - - - - 山 梨 - 2 - - - 奈良 1 - 2 - - 島 取 - - - - 島 - - 1 - - 徳 - - 1 - 1	1
東京	1
神 奈川	3
山 梨 - 2	-
奈良 1 - 2 - - - 鳥取 - - - - - - 島根 - - - 2 - - 徳島 - - 1 - - 1	2
鳥 取	2
島根 2 (徳 島 1)	3
徳島 1 - 1	-
	2
	2
香川 - - 1 - -	1
高知 1 2	3
佐賀 1 - - - 4	5
長 崎	2
熊 本 - - - 1	1
鹿児島 - - - 1 -	1
沖 縄 - - - - -	_
小計 4 4 10 8 1 30	57

注.典拠は第1表と同じ.

既設連合会よりは脱退せ既設連合会よりは脱退せ、一条の販売組合を以て、一番を設立すること。但し他を設立すること。但し他を設立するとに加入して居る組合は、本県の連合会が成立すると同時に、一条の販売組合を以て、一

(中略) 立すること。

二、購買組合連合会は県を

る所以なり。

下一円を区域とせんとす

三、販売組合連合会は、生

効果あるを以て、敢て県 変金の需給を調節し得る 変金の需給を調節し得る

しむること。

(中略)

(1)四、生産組合連合会は当分設立するの必要を認めざること。

合こら、こ、永正賃任互充とが言用且合連合会の役立に協議なが立てられた。明治四四年一二月、長野支会西筑摩郡部会の会の引用文にもうかがえるように、最初に郡規模の信連設立計画長野県における産業組合連合会の展開を追ってみると、上記

どの起案に携わるのである。(6)

(二六)に参加が呼びかけられた。
(二六)に参加が呼びかけられた。
などといった要項が定められ、翌四五年一月には、郡内の組合れている。連合会長は郡長とし、出資金一口を三○○円とする、れている。連合会長は郡長とし、出資金一口を三○○円とする、たってより、月里ブ会員会員署音会の会えています。

しかし、長野県庁がこれを許可しなかったため、計画は立ち

官会議の決定も、信連の区域を「先つ郡或は数郡の区域に依る」合大会で採択された「有働私案」も、また第二回産業組合主任前に見たように、四四~五年の段階では、第七回全国産業組

産業組合連合会に関する一考察

正二年二月の県信連設立に際しては、その設立趣意書・定款な井上は主任官会議にも長野県当局者として出席した。そして大務省技手)が明治四四年七月に長野県庁へ転任したことである。この点に関して注意しておくべきは、前出の井上亀五郎(農商この点に関して注意しておくべきは、前出の井上亀五郎(農商とか、「可成大区域制を採る」と言うにとどまっていた。長野

年に至ると両連合会の合併=県一円の購連設立が目指される。が別個に存在してみると、運営の調整は困難であった。大正七して事業を伸ばすことが目論まれていた。しかし、実際に組織して事業を伸ばすことが目論まれていた。しかし、実際に組織して事業を伸ばすことが目論まれていた。しかし、相互協力

共通点である。

同年九月北部購連が長野県購連に組織替えされ、翌八年二月南

部購連がこれに吸収合併されたのである。(8)

される(大正三年の伊那生糸販連龍水社、同九年の下伊那生糸 と、かなり後の時期になる。大正期は生糸販売の郡連二が設立 一方、販連では県購連が販売事業を兼営したのが、昭和六年

販連)にとどまった。

ところで、長野県信連設立に際し、関係者は先進地の連合会

がうかがえる (第7表)。 愛知の県信連と新潟の郡信連が、 の視察を行なっている。その記録からは、初期の連合会の実態 務所や役職員を県庁・郡役所およびその吏員に依存しているこ 事

とがわかる。

大正五年、愛知県には五つの産業組合連合会が存在した。う 続いて、連合会の経営状況を愛知県の例で見よう。

購販連=郡区域を方針としたが、県区域の尾三信連より二年早 ち四連合会が郡区域のものである。愛知県では、信連=県区域

く設立された知多郡連のみは信用兼営であった。まず第8表を

を軽減していたといえよう。 第9表によれば、郡連の所属組合数は二四~四三、平均出資

ていることが明らかである。地方行政依存によって、経費負担 見ると、県連・郡連とも事務所・事務員を役所・吏員に依存し

第7表 愛知県・新潟県における信連の運営 (大正2年)

河 弒 楚 厮 北蒲原信連 中蒲原信連 南蒲原信連 [1] 数 面 亩 闽 車 南蒲原郡役所 (出張所) 新発田銀行 中蒲原郡役所 神谷信用組合 愛知県庁 # 蓩 严 会長(郡長)・副会長(大地主・組合 長) 会長 (郡長) 会長 (川東信用購買組合長・新発田 銀行専務) 会長(県農会副会長)・専務理事は週 1回出勤, 日常は県技師が処理. 会長(神谷組合長) 畑 蛐 主事 (嘱託, 月6回出勤), (郡書記) 各1名. 主事 (郡の課長) 主專(神谷組合專務理事), 書記 2 名(神谷組合書記). 主事 (県技手), 書記各1名 # 捴 書記 믜 明治45年 쏈 × 44年 "

『保証責任長野県信用組合聯合会二十五年誌』(昭和13年), 12~13頁より作成

第8表 愛知県における連合会の運営(大正5年)

	事	務	所	理	事	事	務	員	設 :	立 年
尾三信連	愛知県庁			近郷在住の理事 出勤 (報酬少額		嘱託(愛矢 専属書記	で 支会主 各 1 名	事,無給),	明治	945年
知多郡信購販連	知多郡役所				序に出勤,信販購 写あり (無報酬)	嘱託(郡	書記,報酬	州月2円)	同	43年
渥美郡購連	渥美郡役所					郡書記(渥美郡部	3会書記を	同	45年
東春購連	東春井郡役所	(大曾根 たる事	駅付近に従) 務所あり	会長が毎日出勤	め (若干の報酬)	書記2名	(郡より)	給料補助)	大正	E3年
碧海郡購販連	碧海郡役所			会長が万事を欠	心理	郡書記, 務手当僅	郡農会技 少)	技術員(勤	同	4年

注. 全国爾郎「愛知県の連合会概況(上)) (『産業組合』第133号, 大正5年11月), 35~36頁より作成.

第9表 愛知県の連合会の資金構成(大正4年)

(単位:口,円)

	** + F	所属組合数	出資口数	出資1口	資	£ \$	構	成	
	設立年月		山貝日奴		払込済出資金	諸積立金	借入金	貯 金	合 計
尾三信連	明治45年5月	249	403	200	17, 403	1,960	111,589	194,036	324, 987
知多郡信購販連	同 43年12月	33	56	200	7,476	598	19, 627	7,892	35, 593
渥美郡購連	同 45年4月	43	47	200	2,217	455			2, 673
東春購連	大正3年1月	24	67	200	2, 68O	12	17, 308		20,000
碧海郡購販連	同 4年3月	34	51	100	1,020	2	3, 632		4, 654
合 計		383	624		30, 796	3,027	152, 156	201, 927	387, 906

注(1) 金田爾郎「愛知県の連合会概況(中)」(『産業組合』第134号, 大正5年12月), 26頁による.

⁽²⁾ 資金構成は年度末残高である.

			(単位:円)
借入先	年内借入高	年末現在高	利率
日本勧業銀行	35,000	123, 103	年5分3厘・5分8厘・7分3厘
尾三信連	4, 290	5,000	日歩2銭3厘(年8分4厘)
普通銀行	9, 512	1,501	同 2銭4厘(年8分8厘)
個人その他	1,632	1, 132	同 2銭4厘(年8分8厘)
合 計	50, 434	130, 735	

第9表と同資料、28頁による.

表)、 尾三信連では 貯金残

郡連の実態とは喰い違っている。

信用事業を見ると(第11

郡連では貸付が大幅に超過 回っているのに対し、 高が貸付残高をわずかに上 している。利率では郡連が

臨時の産業維持資金が非常 する依存度が高い。 立金ともまだ低額にとどま 表)、勧銀からの低利資金、 っているため、信連では貯 借入先を見ると (第10 販購連では借入金に対

ある(後述)。

損益計算を見ると(第13表)、二つの信連では、信用事業益

は普銀が二倍以上の額にな が上回るが、年内借入高で すると、年末残髙では信連 尾三信連と普通銀行を比較 っている。

に大きな比重を占めていた。 針を第4表によって見ておこう。なお当表は、新潟県の中越購 が少なく、欠損を生じている。 余金の源泉となっているようである。碧海郡連のみは購買利益 所費の負担が大きくなっている。以上の四連合会では雑益が剰 連において購買事業益と事業費が拮抗し、東春購連では、事務 と事業費とがほぼ相殺し合っている。販購連の場合は、渥美郡 最後に、埼玉・愛知・岡山の郡連の事例と、各県庁の指導方

作成したものである。 販生連が、その設立準備として行なった視察調査の報告から、 産業組合中央会(左子清道主事)の方針と、各県の方針、各

責任は無限責任と比較して設立手続きが簡単で、しかも有限責 これを可としている。左子によれば、産業組合にあっては保証 まず組織形態では三郡連とも有限責任であり、埼玉・愛知県も (第12表)、東春購連の購買 (主に肥料)、碧海郡購販連の販売

構成では払込済出資金・積 口数は一~二である。

資金

(主に米)が目立っている。

正五年七月に創設した、大連合組織「有恒会」が存在する点で なお注目すべきは、購買事業において、四つの郡連合会が大

七〇

相対的に貸付低利・貯金高利となっている。販購事業となると

第11表 愛知県の信連の事業(大正4年)

(単位:円)

			貸	ē 1	寸	金	貼	†		金	利率 ((日歩)
			前年末残高	本年貸付高	本年償還高	本年末残高	前年末残高	本年受入高	本年払戻高	本年末残高	貸付	貯 金
尾	三 信	連	109, 352 (109)	67, 765 (69)	71,825 (75)(4)	105, 291 (103)	52, 789 (81)	141, 426	88,001	106, 215 (115)	2銭3厘	1銭3厘
知多	郡信購販	反連	14, 877 (15)	40,014 (149)	32, 167 (129)(40)	22, 724 (35)	1,705 (24)	6, 187	2, 402	5, 490 (30)	2銭2厘	1銭6厘
合		計	124, 229 (124)	107, 779 (218)	103,992 (204)(44)	128,016 (138)	54, 494 (105)	147, 613	90, 403	111, 705 (145)		

注(1) 金田爾郎「愛知県の連合会概況(下)」(『産業組合』第135号,大正6年1月),31~32頁による.

(2) () 内は貸付件数または貯金口数, 〈 〉内は一部償還の件数を示す.

第12表 愛知県の販購連の事業(大正4年)

(単位:円)

		購	買事	業		販 売	事業
	前年度末現在高	本年仕入高	本年売却高	本年末現在高	購買利益	販売総額	うち玄米
知多郡信購販連		_		_		8, 684	8, 684
渥美郡購連	_	12, 132	15, 453	_	3, 322	_	-
東春購連	769	33, 488	32, 275	3, 140	1, 159	-	_
碧海郡購販連	_	12,030	11,639	478	87	32, 520	31,847
合 計	769	57, 649	59, 367	3,618	4,567	41,204	40,531

注. 第11表と同資料、33~34頁による.

第13表 愛知県の連合会の損益状況 (大正4年)

												4	(計下11)
	-	篙	棋	H				额	損		金		
	信 事業 益	專 買 溢業	販 事業 益	雑益	前年線越金	合計	事業費	事務所費	赭負担	雑損	線 を 担金	마	型 剰余金
尾三信連	8, 763	1	1	3, 593	711	13,067	8, 153	474	7	32	I	8, 666	4,401
知多郡信購販連	1,576	1	16	282	ı	1,874	1,386	362	28	20	1	1, 797	77
猛 美 郡 購 連	i	3,322	1	241	1	3, 563	3,026	73	154	t	ı	3, 254	309
東春購連	1	1,333	1	425	ı	1,758	571	718	83	21	200	1, 592	167
碧海郡購販連	1	86	131	38	1	255	239	183	7	1		429	Δ174
合計	10, 339	4,741	147	4, 580	711	711 20, 517 13, 375	13, 375	1,811	278	73	200	15, 738	4,779
)+(1) 4+0±1=1%**	1	79 - 30 舌 × × z	7 7										

E(1) 第9表と同資料,29~30頁による. (2) △は赤字を示す.

任よりも外部の信用が高いという二つの理由から、奨励すべき とを、以前に金田爾郎(愛知県主事)も述べている。 によれば、 組織形態であった。しかし大里忠一郎(埼玉県主事)によれば、 は正責任は有限責任と比較して手続きが煩瑣である。しかも外 のるから、保証・有限責任とも外部信用に大きな差は認められ ない。したがって有限責任とも外部信用に大きな差は認められ ない。したがって有限責任が便利ということになる。 によれば、 とを、以前に金田爾郎(愛知県主事)も述べている。

るものの、平均出資口数は愛知県の碧海郡連に劣っている。という現実と対立する。岡山県の吉備郡連では一口が小額であは、埼玉・愛知県における、自己資金増強のための一口高額化出資金額についても、左子の一口小額・多数出資という方針

連への設置が必要とされた。愛知県碧海郡連の場合、県信連のした。実際に融通を円滑に行なうためには、県信連出張所の郡

金融関係では、三県とも郡事業連の県信連への加入を方針と

崩れ、郡連も信用兼営となっている。いずれも郡連の自己充足らに岡山県にあっては、信連の県連一本化という当初の方針は連合会ハ大連合会ノ状況ニアルモノゝ如」き状態となった。さ出張所は「事実ハーノ郡信用組合連合会ノ体ニシテ県信用組合出張所は「事実ハーノ郡信用組合連合会ノ体ニシテ県信用組合

いる(第15表)。

「職販事業でも、左子の委託主義とは裏腹に、見越買取主義が欲求の現われでいた。季実、入間・碧海郡連は欠損を計上してであるが、その反面見越主義は価格変動による損失をこうむるをあるが、その反面見越主義が主義とは裏腹に、見越買取主義が欲求の現われであろう。

といった形で、連合会の設立を促したのであった。郡農会も経費補助(入間郡連)や共同販売の開拓(吉備郡連)その他、郡役所との密接な関連はここでも確認できる。また、

(2)(3) 『同上書』第一編(昭和二○年)、六八八 ~ 六業会発行、昭和二一年)、一八~一九頁。注(1) 大里忠一郎『艮野県産業組合史』第二編(長野県農

- (5) 『同上書』、五九六頁参照。
- (6) 『保証責任長野県信用組合聯合会 二十五 年誌』(同
- (7) 大里前掲書第二編、七○、七九、八二、二五六頁参
- 「何故に連合会が保証責任を排して有限責任を採るを概況(上)」、『産業組合』第一三三号、大正五年一一会概況(上)」、『産業組合』第一三三号、大正五年一一会概況(上)」、『産業組合』第一三三号、大正五年一一会概況(上)」、『産業組合』第一三三号、大正五年一一会概況(上)」、『産業組合』第一三三号、大正五年一一会概況(上)」、『産業組合』第一三三号、大正五年一一会概況(上)」、『産業組合』第一三三号、大正五年一一会概況(上)」、『産業組合』第一三三号、大正五年一一会概況(上)」、『産業組合』第一三三号、大正五年一一会概況(上)」、『産業組合』第一三三号、大正五年一一会概況(上)」、『世報』といる。
- 発行、昭和五六年)、二四頁以下も参照。ては『年史六十年のあゆみ』(新潟県経済農協連合会連合会発行、昭和一一年)、一八頁。この報告につい。『創立十五周年記念誌』(新潟県 販売購買 利用組合

七三

≪ノート≫

産業組合連合会に関する一考察

知 県	岡	山 県	新 潟 県
碧海郡購販連	県 庁	吉備郡信購販連	中越販購生連
有限責任。		有限責任.	有限責任(保証責任 でも資金借入は役員 個人保証).
一口400円.		一口50円.	一口500円.
県信連の融通は, 出張所を郡事業連 に置いてから円滑 になった.	県信連の融通不円 滑で,郡事業連の 信用兼営を許可.	信用事業兼営.	中越信連と提携する か,または信用兼営 とする.
肥料購入は有恒会 より. 米販売は商 人の入札.	委託主義のみでは 支障あり, 見越買 取も自由.	見越中心 (肥料) で, 先物取引もあ り. 組合売却時は 商人の攪乱を避け, 秘密相場とする.	価格が変動する商品 (肥料など)は当分 扱わない. 農業倉庫 で米の競売.
独立した 事務所 (安城駅付近)あ り. 大正4年設立.	事務所は郡役所に 置く. 会長は郡長 か,所属組合の有 力者. 主事は郡勧 業係が勤める.	同左. 郡書記が理事を兼 ねる. 大正2年設 立の契機は郡農会 の陸軍に対する麦 共同販売.	事務所は3年後に郡 役所から独立する. 大正10年設立予定.

第15表 郡購販連の事業と損益(大正9年)

(単位:円)

				(4-	立・ロノ
	購買額と 主要品目	販売額と 主要品目	総益金	総損金	差 引 剰余金
入間郡購販連(埼玉県)	212,381(肥料)	36,648(大麦)	4,032	60, 562	△56,530
碧海郡購販連(愛知県)	170,187(肥料)	341,227(米麦)	9,078	18, 593	Δ 9,515
吉備郡信購販連(岡山県)	106,303(肥料)	68,882(米)	10, 190	5,039	5, 151

注(1) 『産業組合要覧』より作成.

(2) △は赤字を示す.

七四

	産業組合中央会	埼 3	. 県	愛
	(左子清道)	県庁(大里忠一郎)	入間郡購販連	県庁(金田爾郎)
組織形態	有限責任は外部 に対する信用が 弱い. 保証責任 が可.	保証責任は手続 が煩瑣. 有限責 任と信用に差な し.	有限責任.	有限責任が民意 に投合する.
出資金額	一口を小額にして, 口数を多くする.	出資金額を多額 にするため,一 ロ300~500円.	一口300円.	一口 500 円が適 当.
金融関係	郡事業連は県信 連に加入して, 融通を受けるの が可.	郡事業連に県信 連の従たる事務 所を置かせる.	県信連の融通は 不十分. その事 務所設置を交渉 中.	郡事業連の信用 兼営が便利だが 県の方針は信連 =県区域、県信 連の出張所を郡 事業連に置く.
購販事業	絶対に委託主義, 肥料仕入は中央 会を利用するの が安全,	委託主義厳守で は不振, 見越主 義では危険あり, 折衷主義とする.	注文買から見越 買へ. 各組合が 各駅に倉庫建設 (連合会が補助).	経営は大胆にす べく,見越買取 主義をとる. 有 恒会(大連合会) を利用.
郡役所と の関係, 設立事情 なと		郡長が顧問,郡 産業務,所属組 合立事補 が実務,所属組 合の有力者が役 員.	同忠一郎が延 別し立立。 別し立立。 別と立立。 記数は郡 の は郡 の は郡 の は郡 の は の は の は の に の に の に の に の い の い の い の に の に の ら の ら の ら の ら の ら り ら の ら り ら り ら り ら	

注(1) 新潟県販購利聯『創立十五周年記念誌』(昭和11年),11~20頁より作成。

による連合会の連合会(全国連合会)

の債務保証の新設、

(b) 第四次改正

った。(a)第三次改正における信連点で系統三段階制を準備することにな

大正期の産業組合法改正は、次の二

産業組合法改正と連合会

(2) 中央会・県庁は指導方針,中越連合会は設立方針を示す.

四、産業組合連合会の統合

`

七六

示したものであった。

のではなく、農村のそれにも新たな発展の契機を与えたのであとはいえ、その効果は都市・工業者の産業組合にとどまるも

信連の債務保証の法認には、特殊銀行(勧銀・興銀・拓銀・

介在させて、それを促進する狙いがあった。 農銀)が行なってきた産業組合・産業組合連合会貸付に信連を

位置づけを、特殊銀行系列からの独立という視点でまとめておここで、系統金融三段階制の形成過程における、この時期の

•

の展開は、四つの画期をもつ。産業組合と政策金融機関たる勧銀・農銀・拓銀との金融関係

巻目合誉すつリスプロこうに申ぶよいった。 月の農工銀行法改正)である。これは、農銀の資金不足と、産

最初は農銀から産業組合への無抵当定期貸付(明治三三年三(~)

業組合貸付のリスクのために伸びなかった。

銀――産業組合という系列が形成される。ちなみに貸付資金の銀――産業組合中央会の仲介による直接貸付の方法との二つがあった低3)に3)に3)に3)に3)に3)に3)に3)に3)に3)に3)に3)に3)に対 (3)に3)に対 (3)に対 (3)に対 (3)に対 (3)に対 (3)に対 (3)に対 (3)に対 (4)による直接貸付の開始である (明治四三年 第二の画期は勧銀の産業組合貸付の開始である (明治四三年 第二の画期は勧銀の産業組合貸付の開始である (明治四三年 第二の画期は勧銀の産業組合貸付の開始である (明治四三年 第二の画期は勧銀の産業組合貸付の開始である (明治四三年 第二の画期は勧銀の産業組合貸付の開始である (明治四三年 1)に対 (4)に対 (4)

行資金は農外貸付に振り向けられていったのである。時期、農業金融の生産的性格が弱まるとともに、勧・農銀の自の融資対象に入れられた)で占められた。周知のように、この大半は大蔵省預金部の低利資金(明治四四年より産業組合もそ

合も、事務の煩雑さが障害となっていた。その発展を妨げていた。また、産業組合中央会の仲介方式の場合は、農銀の産業組合貸付に対する終始一貫した消極的姿勢が、の開始である。先に見た勧銀貸付では、まず農銀代理貸付の場の開始である。先に見た勧銀貸付では、まず農銀代理貸付の場の開始である。先に見た勧銀資付では、まず農銀代理貸付の場の開始である。

正五年までに過半(二七)の府県で設立されている。することであった。後掲第22表によれば、府県区域の信連は大

ここで着目されたのが、急速に普及しつつあった信連を利用

「銀行ノ方カラ申シテモ、各組合ノー々小サナモノニ貸付スルによれば、「連合会ハ個々ノ組合ヨリハ確実ナモノ」であり、拾っておこう。政府委員・道家斉(農商務省農務局長)の答弁拾のでおこう。政府委員・道家斉(農商務省農務局長)の答弁

ト云フコトハ随分煩雑デアリマスルガ、之ニ連合会ト云フモノ

数料を取るので、借手の資金コストは上昇する。 モ甚ダ便利デア」る、とされる。ただし、信連が信用保証の手が保証ニ立ツヲ得ルト云フコトニナリマスト、貸方ノ方ニ於テ

この法改正を受けて、第三回産業組合主任官会議(大正六年

統機関に限定されるわけでは無論ない。また、特殊銀行は産業 けるために付言すれば、産業組合の資金借入先は特殊銀行と系

(構成比) の変遷で確めたのが第16表である。

なお、

誤解を避

以上の変化を、 特殊銀行 および 系統機関の 産業組合貸付額

を決めた。 (7) に産業資金であるべきこと、長期の債務は避けるべきことなど 九月)は、 信連の債務保証への注意点として、 資金の用途は主

(単位:%,

千円)

100.0 (81, 262)

とはいえ、従来の農工銀行の役割を信連が代行するに至ったと なったといえよう。 いう点において、この改正は系統金融組織発展の一ステップに その限りでは第三次産業組合法改正の意義はやや小さくなる。 または……連合会の保証貸付(債務保証と債権取立てを行なう 信用組合連合会に融通するか(信連が又貸し する――引用者)、 (勧銀——信連 ―引用者)とする」方法をとった。上記の二方法の内、前者 大正六年以降、 勧銀は産業組合貸付に際し、「一括して直接 -産業組合というライン)が多かったので、(9)

特殊銀行と系統組織の産業組合貸付の構成比 第16表

特 殊 行 系 組 鈱 統 織 計 合 日本勧業銀行 北海道 拓殖銀 行 産業組信用組合中央合連合金庫 会 府県農 工銀行 (金 額) 小計 小計 代理 貸付 直接 貸付 大正1年 60.8 7.4 24.1 0.5 92.7 7.3 7.3 100.0 (4,585) 3 9.4 59.5 17.6 0.6 87.1 12.9 12.9 100.0 (7,365) 5 12.5 58.0 10.5 1.0 82.0 18.0 18.0 100.0 (8,904) 7 18.8 44.0 8.3 3.8 74.9 25.1 25. 1 100.0 (11,005) 9 21.8 25.3 13, 2 3.7 36.0 100.0 (23,484) 64.0 36.0 11 30.9 13.3 4.8 3.2 52. 2 47.8 47.8 100.0 (37,428) 13 28.8 14.4 3. 1 2.6 48.8 49.6 51.2 100.0 (52, 177) 1.6

43.4

4. 3

52.4

56.6

1.7 注(1) 大蔵省『銀行局年報』および前掲『産業組合要覧』 より作成.

- (2)特殊銀行の貸付額は年賦・定期償還貸付額の合計である.
- (3) 勧銀の代理貸付は農銀経由のものである.

5.7

という、組合独自の体系が完成した時点である。ただし、勧銀

の制定(大正一二年)によって産組中金

なお、第四の画期は、いうまでもなく、

産業組合中央金庫法

—信連-

|産業組合

の産業組合貸付も年賦貸付において、昭和六年の産業組合中央

金庫法改正まで存続する。

七七

15

24.3

11.6

額は二重計算した値となる。 組合連合会・単位組合のいずれにも貸付を行なうのであるから、 信連がその借入金を単位組合に又貸しする場合、この表の合計

のは、勧銀の直接貸付と、信連の貸付けである。 を配慮しなければならないが。これに対して比率を増大させた は大幅に地位を低下させていることがわかる。もっとも、大正 大きな比重を占めた勧銀の代理貸付(農銀経由)が、後半期に 一〇年以降は勧銀と府県農銀との合併の進行が影響している点 これらの点に注意しながら当表を見てみると、大正前半期に

すでに第二次改正(明治四二年)で、信連には販・購・生連が 布の産業組合法第四次改正)である。第17表に示したように、 区域連合会と府県区域連合会との関係にも影響を与えるもので されていなかったのである。この問題は全国連合会結成の法制 連合会を構成する組織は、組合法改正のたびに拡張されていく。 的裏付けという意味にとどまらず、西日本で簇生する郡・数郡 同種の連合会の重層化(たとえば販連の販連への加入)は規定 加入して金融関係をとり結ぶことが認められていた。しかし、 次は(b)の連合会による連合会の設立(大正一〇年四月公

オ

ローしたものである。明治末以降、連合会の連合会加入(設

第18表は、産業組合関連の諸会議における連合会組織論をフ

あった。

第17表 事業別にみた連合会の構成組織

加入できる組織	信		ĮĮ.	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Д	對	生	 利
	月	1	芽	Ē	ĵ	Ę	産	用)
	組	連	組	連	組	連	組	連合会
	合	合会	合	合会	合	合会	合	会
信用組合連合会	0		0	0	0	0	0	0
販 売 組 合 連 合 会			0	0				
購買組合連合会	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ
生産 (利用) 組合連合会	0	0	0	0	0	©	0	0

注(1) 『法令全書』より作成.

○は第2次法改正 (明治42年), ◎は第4次法改正 (大正10年), △は第7 (2)次法改正(昭和7年)で、それぞれ加入が認められたことを表わす.

七八

第18表 産業組合関係会議における連合会組織論

年	会議名回数	論議のテーマ(提案者)と結論
明治38年	大:1	連合会法制化の要請――可決、建議
39	大:2	販売購買媒介機関設立の必要(西垣恒矩)――可決
40	主:1	連合会法人化の必要(北海道庁)可決
41	大:4	「連合組合」法制化案(有働良夫)——可決
45	大:8	郡信連の県信連加入の法認(愛知県知多郡連合会)――建議せ
		ず〈県信連への合併が可〉
大正3年	大:10	信連の信連加入の法認(兵庫県支会)――可決, 建議
6	連:4	郡信連の県信連加入の法認(愛知県碧海郡連合会)――撤回
7	連:5	連合会の連合会設立の法認(愛知県知多郡連合会ほか3連合
		会)——可決,建議
8	支:13	販売・購買・生産の郡連合会の県連合会加入の法認(福井県
		支会)——可決
,	連:6	連合会の連合会設立の法認――可決,建議
1	大:15	販・購・生の連合会の連合会加入の法認,全国連合会の設立
		(岡山県支会和気郡部会)中央会で研究
,	主:4	連合会の連合会加入の法認(福井県庁)――可決
9	連:7	連合会の連合会設立の法認(愛知県知多郡連合会ほか5連合
		会)——可決
,	大:16	版・購・生の連合会の連合会加入の法認(愛媛県支会)――可
		决,建議
10	大:17	購買の全国連合会の結成(三重県支会)――中央会で研究
11	産:2	信連の信連加入の法認(愛知県幡豆郡の参加者)

注(1) 『産業組合』誌より作成.

(2) 会議名は以下のように略記した.「大:1」は第1回全国産業組合役員協議会の意味である.

大:全国産業組合大会 (第4回までは役員協議会)

主:産業組合主任官会議 連: 同 連合会協議会 支:全国支会役員協議会 産:産業組合協議会

いる点である。は、愛知県の郡連(特に知多郡連)がしばしば発議者となっては、愛知県の郡連(特に知多郡連)がしばしば発議者となって立)問題が繰り返し論議されていることがわかる。注目すべき

「有恒会」の事業量は大正九年の時点で、購買額三〇万四四界定がない、連合会の連合体であった。大正五年七月、既設の規定がない、連合会の連合体であった。大正五年七月、既設の四郡連(知多郡・渥美郡・東春・碧海郡)が結成し、平田東助四郡連(知多郡・渥美郡・東春・碧海郡)が結成し、平田東助四郡連(知多郡・と会頭)が命名したものである。会長は知多郡(産業組合中央会会頭)が命名したものである。会長は知多郡(産業組合中央会会頭)が命名したものである。当組織は産業組合法に関組合連合、平田東助四郡連(知多郡・との共産を表表である。

は三回を数える。

しているのである。

次に進んで、帝国議会における関連論議を検討しよう。それ

○○円(品目は魚肥・大豆粕・食料品)、対前年比三三%増、での○円(品目は魚肥・大豆粕・食料品)、対前年比三三%増、であった。同年、愛知県内の九つの郡購連の購買額は約五五万五

ノ連合会ニ」する点にあった。

連の県信連加入に対しては否定的であったと見て良いだろう。入問題については、その取り扱いに微妙なものがあった。郡信法認要求は賛同を得、建議もなされた。ただし、信連の信連加さて、第18表に立ち戻ると、連合会の連合会設立(加入)の

第一○回大会では、信連の信連加入(全国連か?)法認を建議に合併すべし、との答申が出されている。ところが、二年後の第八回全国産業組合大会(明治四五年)では、郡信連は県信連

があることを指摘した。信用事業以外でも「成べク中間ノがあることを指摘した。信用事業以外でも「成べク中間ノ政府側は慎重な態度を表明した。すなわち、副島千八(農政府側は慎重な態度を表明した。すなわち、副島千八(農政のつも、たとえば信用組合の系統組織に「幾段モ階級があることを指摘した。信用事業以外でも「成べク中間ノがあることを指摘した。信用事業以外でも「成べク中間ノがあることを指摘した。信用事業以外でも「成べク中間ノばない。

機関ヲ省キタイ」との考えを示したのであった。

県連加入の法認であった。 改正法律案」に関してである。この法案には信連の信連加 入を認める、との条文が含まれていた。この狙いも郡連の 次は翌九年七月の、土井権大外一名提出「産業組合法中

正案が農商務省内で練られていることを明らかにした。土(イフ) これに対し政府側(岡本英太郎農務局長)は、類似の改

井の提出法案は結局審議未了となる。 三回目は、政府提出の産業組合法第四次改正案の審議で

ような余裕金の系統外流出に対処するものとして、県信連 でも土井権大が、「連合会ノ金ガ剰ッテ他ノ銀行ニ預ケル_(9) 層化の規定条文から信連のみを除外した点であった。ここ ある(大正一〇年三月)。 問題とされたのは、 連合会の重

郡信連の系統化を主張した。

金を借る人がそれだけ金利を高くせらるゝ」という難点を「段階が多くなりまして……利鞘が……多くなって、結局 指摘する。 さらに信連の場合は販・購連など と 異 な り、 政府答弁は最初の論議(二年前)の時と同様であって、

城トスルトカ、状況ノ似テ居ル数県ヲ区城トスルト云フヤ

「一郡ヲ範囲トスルト云フヤウナモノデナク、一府県ヲ区

ウナ……比較的大区域デアッテ造リ易イ」のである、と。

産業組合連合会に関する一考察

---信連という系統化構想にも抵触する。もし信連が重複林中金史』第一巻、一三七頁参照)、産業組合中央銀行

また、大蔵省がすでに大正六年頃より練って いた (『農

「此機関ソレ自身ノ存続上、色々ノ面倒ナコトガ起ッテ来」(23) するのであれば、各連合会は十分な利鞘を確保できず、

る。それは同時に、 県信連の集合=全国信用組合連合会結成の 以上のように、政府は郡信連の県信連加入を否定したのであ 子率には一定の枠が与えられるからである る。いうまでもなく、他金融機関との競争を考えれば、利

全国購買組合連合会も設立される。ここに産業組合系統組織は 中央金庫法が制定され、産業組合中央金庫が発足する。同年、 産業組合法第四次改正から二年を経た大正一二年、産業組合 道も閉ざす意味を持った。

見るように地方連合会は再編過程に巻きこまれていくのである。 注(1) 浅井良夫「経済調査会における工業金融問題」(『成

新たな発展局面を迎えたのであるが、それと並行して、以下に

(3) 大正元年 九月、 中央会と勧銀が協定を結んだ (『同 (2) 『日本勧業銀行史』(昭和二八年)、二六九頁参照。 上書』、三二四頁参照)。また「会告」および「産業組

年一二月)、三二二~三二三頁参照。

城大学経済学部創立三〇周年記念論文集』、 昭和 五五

大正2年3月 産業組合資金仲介規定(勧銀借入) 3年10月 同 『産業組合』誌に「物資仲介欄」新設 同 8年8月 資金利用調查会設置 (余裕金運用)

『産業組合発達史』第2巻(産業組合史刊行会, 昭和40年), 116~126頁および『産業組合』誌より

> 時期を第19表に示した。 中央会の全国連的業務の開始 三~一六頁)参照。ちなみに、

お

産業組合中央会『日

て」(『産業組合』第八九号、 合に対する資金仲 介 に

就 ŧ

大正二年三月、巻頭および一

9年2月 同 「肥料商況通報」発行 注. 作成. には、 るから、これは疑問とせざる 明治四三年の勧銀法改正によ されている(三二四頁)。し の開始時期が明治四二年と記 本産業組合史』(大正一五年) って初めて認められたのであ 中央会の勧銀資金仲介 勧銀の産業組合貸付は、

> 7 疑問は残る。 「産業組合主任官会議」(『産業組合』 第一

四 五. 分、二六頁)。しかし、実際にそれが可能であったか

外三件委員会議録(速記)』第二回、

同年七月一〇日

と答えて いる(『衆議院日本勧業銀行法中改正法律案

大正六年一一月)、三九頁参照。

(8)(9) 前掲『勧銀史』、三五○頁参照。これに関して、 の実証はなされていない。 組合と いう系統組織の整備にかなりの効果があったも 行、昭和三一年)は、勧銀の産業組合貸付が「県信連 者)が、郡信連ではなく、 のと思われる」と記している(一〇八頁、傍点は引用 を通ずる方針」でなされた ことが、「県信連・市町 『農林中央金庫史』第一巻(農林中央金庫調査部 県信連を利用したという点

10 11 第一三 五号、大正六年一月)、三四頁参照。 の改正と農村組合」、『帝国農会報』第七巻第八号、 が特殊銀行の貸付に限定されて、一般的な債務保証 正六年八月、一六頁参照)。 認められない点を遺憾としていた(佐藤「産業組合法 大助教授、産業組合中央会講師)は、 やや異なった視点からであるが、 金田爾郎「愛知県の連合会概況(下)」(『産業組合』 佐藤寛次(東京帝 信連の債務保証

12 林忠太郎「愛知組合覗き(一)」(『同上誌』第一八五

6 つ いて勧銀と交渉することも「出来ナイコトハナイ」 一銀の場合は貸付意欲が強いので、信連が利子割引に 副島千八(農務局農政課長)は、 『同上』第三号(同月二九日分)、一五頁 この対策について、

5

分)、一〇頁

特別委員会議事速記録』第二号(大正六年六月二八日

『第三九回帝国議会貴族院産業組合法中改正法律案

をえない。

 $\widehat{4}$

号、同一〇年三月)、一五頁参照

(3) 『大日本帝国議会誌』第一一巻 (昭和三年)、一二

(4)(1) 『第四一回帝国議会衆議院農工銀行法中改正法

二六日分)、二七~二八頁参照。 律案外一件委員会議録(速記)』第七回(大正八年三月

(1) 前掲『議会誌』第一二巻(昭和四年)、四三一頁参

(17) 『第四三回帝国議会衆議院重要物産同業組合法中政 正法律案外一件委員会議録(速記)』第二回(大正九年

七月一六日分)、六~七頁参照。

(8) 改正法第七六条第二項は、「産業組合連合会へ 産業 組合又ハ産業組合連合会ヲ以テ之ヲ構成ス但シ信用組 合連合会ハ同種ノ事業ヲ行フ連合会ヲ以テ……之ヲ構

(19) 『第四四回帝国議会衆議院産業組合法中改正法律案 成スルコトヲ得ス」である。

20 外一件委員会議録(速記)』第二回(大正一〇年三月一 二日分)、四頁参照。 注(16)と同資料、一六五九頁(岡本農務局長の答弁)。

〔2〕 注(9)と同資料、三頁(戸田保忠農務課長の答弁)。 同上資料、同頁によれば、土井権大は信連重層化の

妨害ヲシタノデハナイカ」と憶測している

(3) 『貴族院産業組合法中改正法律案特別委員会議事速 蔵省銀行局特別銀行課長の答弁)。 記錄』第二号(同年三月二三日分)、 四頁(岡田信・大

(=) 小規模連合会の統合過程

た。地域差はさほど明確でない。 連・購連・販連の順に設立されていく様子がわかる。府県信連 は、産組中金設立の翌年(大正一三年)までに全府県に普及し よう。第23表(特定産品のみに関わる連合会は除く)から、信 まず、府県連の設立(既存連合会の兼営化も含む)状況を見

これに対し、府県販連・購連の設立は散発的・断続的で長期

た郡連の簇生と合わせて、連合会の展開における西日本の先進 る動きがあった ――全購連設立により流産した――が、先に見 期に入ってからであり、特に販連は昭和八年にようやく全府県 にわたる。大正八年に小ピークがあるが、本格化するのは昭和 日本ブロックで広域連合会(西日本購買組合連合会)を結成す ている。ちなみに、全購連設立に先立ち、大正一〇年頃から西 を網羅したのである。大まかに見て、西日本の諸府県が先行し

ところで、第20表では七府県が府県連の再設立を経験してい

性の現われと見ることができよう。

イカ、若クハ資本家的ノ勧業銀行ト云フガ如キモノガ

禁止について「或ハ大蔵省辺ノ反対ガアッタノデハナ

連合会の設立状況

組合連合会		購	買	組	合	連	合	会
府 県 名	計		道		府		県	名
	(1)	(東京))					
	l	広島						
	1	滋賀						
	2	鳥取•	沖縄	l				
	-							
	1	鹿児島	;					
本)	1(1)	佐賀•	(熊	本)				
	l	岩手						
	-							
静岡・岡山・沖縄	6	北海道	・東	京•	長野	• 割	• 岡	岡山・香川
	1(2)	島根・	(秋	∄)•	(神	奈川)	
玉)	3(2)	福島・	高知	・長	崎・	(埼	玉)•	(愛知)
ш	2	新潟・	岐阜					
п	2	奈良•	ЩΠ					
	2	石川•	兵庫	:				
`	-							
岡	1	福岡						
	2	山形•	徳島	;				
城・栃木・岐阜・宮崎	2	栃木・	群馬	ř				
井・京都・兵庫・愛媛・大分	7	秋田・ 分	千葉	• 福	井・	山梨	す・す	「都・愛媛・大
手・宮城・愛知・奈良・和歌山	10	青森 • 三重 •						富山•愛知•
玉・富山・長野・三重・大阪・ 本	2	埼玉•	大阪	:				
デリ・山梨・島根	_							
京	_							

定).

	·			
設 立 年		信用組合連合会		版 売
政业平	計	道府県名	計	道
明治 43年	(1)	(東京)	(1)	(栃木)
44	4	宮城・栃木・滋賀・広島	-	
明45•大1	2(1)	静岡・島根・(愛知)	1	滋賀
大正 2	6	長野・岐阜・鳥取・愛媛・佐賀・沖縄	-	
3	6	秋田・福島・埼玉・富山・大阪・香川	-	
4	4	群馬・岡山・山口・鹿児島	1	鹿児島
5	5(1)	岩手・兵庫・和歌山・徳島・大分・(熊本)	1(1)	佐賀•(館
6	3	山梨・奈良・福岡	-	
7	3	青森・茨城・三重	-	
8	2	北海道•東京	4	北海道•
9	1	神奈川	-	
10	6	山形・新潟・石川・髙知・長崎・宮崎	1(1)	長崎•(埼
11	1	福井	2	新潟•香
12	1	千葉	2	鳥取•山
13	3	愛知•京都•熊本	1	石川
14	_		-	
大15・昭1	-		2	高知・福
昭和 2	-		1	徳島
3	-		5	秋田・茨
4	-		6	千葉•福
5	_		6	青森・岩
	•			
6	-		8	福島·埼 広島·熊
7	-		4	群馬・神
8	-		2	山形・東

注(1) 『産業組合要覧』および道府県の産業組合史・農協史より作成(一部推

⁽²⁾ 既存の連合会の兼営化も含まれている.

⁽³⁾ 特定産品 (蚕糸・酪農など) に関係する連合会は除外した.

^{(4) ()}内は後に再設立されるものを示す.

川(購連)にあっては、信連が兼営を廃止し、後に別組織とし、機営が行き詰まって解散したものである。 秋田(購連)・神奈ば、栃木(販連)・埼玉(販購連)・熊本(信販購連)の場合は、県である(前掲第6表参照)。 各県の『産業組合史』 等によれ県である。愛知県(購連については後述)を除けば、郡連の少ない府

外)存在した二六の府県(三八の府県連合会)を、郡連の解散21表である。 累年的に郡連が 事業種類別に三以上(長野は例減少傾向をたどる。これを府県連の設立とからめて見たのが第次に、郡連に目を転じよう。前にも指摘したように昭和期に

ために改組されている。

て設立された。 東京(信購連)・愛知(信連)では経営刷新の

① 「郡連消滅型」。これは府県連の設立以前か、その直後

時期から次の三つに分類した。

- ③ 「郡連散在型」。①②のいずれにも属さないもの。か、または郡連が新設されているもの。
- 最初に「郡連消滅型」として、群馬(購連)・新潟(信連)・この内、①②の事例を見てみよう。

富山(販購連)・長野(購連)・福岡(販購連)をとりあげたい。

群馬県の連合会は、大正前半期まで組合製糸南三社(明治四群馬県の連合会は、大正前半期まで組合製糸南三社(明治四群馬県の連合会は、大正前半期まで組合製糸南三社(明治四群馬県の連合会は、大正前半期まで組合製糸南三社(明治四群馬県の動きに呼応して、翌年解散した。

で、約一○年間活動した後、大正一○年に合併して県信連を設め、南浦原の四郡信連、さらに大正二年下越購販連(後に信用原・南浦原の四郡信連、さらに大正二年下越購販連(後に信用原・南浦原の四郡信連、さらに大正二年下越購販連(後に信用原・南浦原の四郡信連、さらに大正二年下越購販連(後に信用原・南浦原の四郡信連、さらに大正二年下越購販連(後に信用原・南浦原の四郡信連を除せば、組合数は二○~四○に過ぎず、「其活動範囲を制限せられ、資金の繁閑を調節するの機能を欠き、経営者にして犠牲的であった。約一○年間活動した後、大正一○年に合併して県信連を設立する。

は振わず、昭和五年の県購連の設立までに六郡連が解散していもあり)が設立され、全県を網羅した(第22表)。しかし事業富山県においては、大正六~一二年に毎年郡購連(販売兼営

	府		 車 合 会	解	散時期	明別郡	連合会	数			
	県名	事業種類	設立年(A)	Aより 2年以 上前	Aと同年 か前後1 年以内	Aより2 設立がA より前	年以上後 設立が A以後	計			
郡連消滅型	群埼新富富石長三三大和広福大宮歌	勝取信購取販騰購取販廠 「「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「」」 「」	昭 大昭 大 昭 大昭 大昭	3 7 1 1 - 5 2 3 4 2 2 4 1	1 -6 5 3 4 2 1 1 - - 2 5 1 3	2 - 1 2 - - 2 1 - 1 - 2 - 1		496764284354955			
郡 連 並 立 型	福福岐岐静愛三滋京京兵岡岡広山愛大宮井井阜阜岡知重賀都都庫山山島口媛分崎	信購購販購販信販店販購信販購店販販信版 (一個	大昭大昭大昭大明大昭大 明大昭大昭大昭大昭大昭大昭大昭大昭大昭大昭大 明大昭大昭 114 8 44 12 4 5 3	- - - 1 3 - - 1 1 - - - 1	- - - 3 1 1 3 - - 3	3 3 2 2 7 5 - 5 4 3 4 10 - 11 6 3 4	7633-199-333661-22-	3 3 9 8 4 13 7 9 7 6 6 7 13 6 12 10 5 5			
郡連散在型	秋茨茨兵奈田城城庫良	購(販) 販 購 販 購(信)	昭 4年 3 5 4 大 12	1 1 1 2 1	1	1 2 2 1 2		3 3 3 3 3			
注	注(1) 『産業組合要覧』より作成・										

(2) () 内は兼営事業を示す.

八八八

注(1) 『上毛産業組合史』(昭和4年),『富山県産業組合史』(昭和15年),『京都 府産業組合史』(昭和19年)より作成。

⁽²⁾ 区域の()内は名称に表われないもの、事業種類の()内は後に兼営したことを示す。

⁽³⁾ 事業種類は第1表に準じて略記した.

⁽⁴⁾ 年号は明治43年を明43のように略記した(大正・昭和も同様).

る。残った二郡連も後に欠損を生じて県連に統合された。

ここでは省略する。 なお、長野県の購連については、すでに三の11でふれたので

①の最後に福岡の販購連を見ておく。同県庁は、大正八年樹

設立(明治四五年)当初から信用事業を行なっていたが、大正

たのである。なお、この時唯一の郡連であった糟屋郡信購連は、 郡連は単位組合の販購事業推進のために、その設立が奨励され

業連=郡区域という方針を打ち出した。信用事業の連合組織は、 立した「産業組合振興計画」において、信連=県区域、他の事

すでに大正六年に設立されていた県信連に一本化することとし、

表) であった。大正一五年の郡役所廃止を契機に三連合会が解 れたが、第一次大戦後の慢性不況の中では経営は不安定(第23 一二年には県信連に移管し、購販連となった。 大正八~一一年に八つの郡購連(販売兼営もあり)が設立さ

第23表 福岡県の販購連の事業

(単位:円)

路比拉 筑上郡 田川郡 朝倉郡 糟屋郡 三井郡 **染像**郡 川治期 八女郡 冈 姟 赟 信販購 専種 靈 業額 設立年 5 10 大15 大14 西2 解散年 14 所属販売額組合数販売額 4 25 7,851 \times Ħ 購買額 65, 214 267,025 51, 933 52,810 121,811 78, 996 9 併 411,392 Δ26, 749 盐 △2,856 538 995 뵊 所 属 販売額 \times Ħ 購買額 45,358 18,830 3,752 2,993 3,544 12 470 86 年 Δ71,292 △20, 796 莁 Al, 88€ 93 177 뵊 7 所 数合数 31 13 ដ 販売額 Ħ 176, 293 購買額 13, 645 13,506 2,896 19,440 412,472 14 併 △13,785 蓝 29,506 Δ9,849 116 뵊

『産業組合要覧』より作成

糟屋郡連は信連(明45~大3)・信購連(大4~11)・信販購連(大12~13)・販購連(大14~昭9)と変遷している

△は赤字を示す

講直の皮ないこのに吊直のまい!ジス゚ヒロンヒーダ、このでららっ活動ヲ企図セントスルノ気魄ニ欠」ける状態であった。同年県散し、残ったものも「殆ト復旧ニ専ラニシテ概ネ自発的積極的

以下、愛知(販購連)・滋賀(販購連)・京都(信連)・岡山(信次に「郡連並立型」であるが、これは東日本では特に少ない。購連の設立とともに郡連のほとんどが姿を消したのである。

まず愛知県であるが、前出の連合組織「有恒会」は、第四次連)・山口(販購連)・愛媛(販購連)を見てみる。

式に連合会の連合会になったのである。の購連によって愛知有恒会は構成された。すなわち、同会は正までに一三の郡購連が設立されている(第24表)。この内一一として再発足する(大正一○年一○月)。 同県では 大正一一年産業組合法改正後、有限責任・購買組合連合会「愛知有恒会」

七年の産業組合拡充五カ年計画では、郡連の整理方針が打ち出表・米の販売経由機関として郡販連の活用を図った。が、昭和大正一二年にはゼロを記録した。同年は全購連の設立時期であり、産業組合の流通組織は転換期を迎えていた。事情は不詳だが、愛知有恒会はついに大正一三年一一月解散に追いこまれた。原難連消滅後、郡連は独自の活動を続けるが、経営を悪化させい、変知有恒会はついに大正一三年一一月解散に追いこまれた。のものも現われた。昭和五年に再設立された県販購連は、小るものも現われた。昭和五年に再設立された県販購連の設立時期であり、産業組合拡充五カ年計画では、郡連の整理方針が打ち出

った。(7)

『宝されているでは、これでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、「RTINEのでは、RTINEのでは、「RTINEのでは、RTINeのでは、RTINEのでは、RTINeのでは、RTINEのでは、RT

京都府の場合はやや特異である。大正八年支会大会において以後郡連は解散していった。 (8) 以後郡連は解散していった。 (8) 以後郡連は解散していった。 (8) 以後郡連は解散していった。 (8)

所信購連設立を決議したものの、既存の四つの郡信連は独立性府信購連設立を決議したものの、既存の四つの郡信連は独立性が強く、合併は困難であった。産組中金設立後ようやく府信連が発足する。郡連はその後も活動を続けたが(第25 表)、金融が発足する。郡連はその後も活動を続けたが(第25 表)、金融が発足する。郡連はその後も活動を続けたが(第25 表)、金融が発足する。郡連はその後も活動を続けたが(第25 表)。

ヲ親組合トシテ資金ノ預入借入ヲナシ得ルニ拘ラス郡信用組合る関係にあった。昭和初期には、「各信用組合カ直接県連合会表にも伺えるように、県連と郡連とは「提携意の如くなら」ざた県である。県信連設立(大正四年)以前に四、県購販連設立た県である。県信連設立(大正四年)以前に四、県購販連設立に県である。県信連設立(大正四年)以前に四、県購販連設立に県である。県信連設立(大正四年)以前に四、県購販連設立に場合に、連合会法認以前から郡連合組織の形成が活発だっ

第24表 愛知県の販購連の事業

			事	事業	設	解		大 正	9 年			大 正	11 年			大 正	14 年	_	
区		域	種類	事業種類	類	設立年	解散年	所 属 組合数	販売額	購買額	損益	所 属組合数	販売額	購買額	損益	所 属 組合数	販売額	購買額	損益
愛	知	県	員	撆	大10	大13					11		23,641	548					
知	多	郡	信則	反購	明43	昭6	51	133,612	99,353	189	58	97, 108	7 3,748	1,034	63	69,858	21,440	1,337	
	郡 • (宝 飯		販	購	45	6	47		39,002	△3, 344	48	87, 156	25,316	△ 825	51	75, 297	33,385	1,268	
東春	自	井 郡	販	購	大 3	3	28	34,321	91,528	△14, 349	28	7,531	7,840	△20, 218	27	-	_	△38, 805	
碧 (西	海 加 茂	郡•郡)	販	購	4	15	43	341,227	170, 187	△9,515	54	116, 310	253, 552	△3, 151	66	852 , 681	366, 495	6, 152	
愛名	知 古 屋	郡•	ļ	弊	8	4	17		65,932	△2,756	15		10,756	△9, 235	13		915	△7,347	
八 (西	名 設 楽	郡•郡)	Ħ	搼	8	8	11		24,776	103	11		12, 151	_	14		-	Δ4, 434	
丹	羽	郡	貝	犇	9	大14	18		33,877	△ 427	17		28,540	∆l, 144					
海	部	郡	販	購	9	昭8	16	695	26,637	△9, 109	17	_	17,375	△10, 657	16	-	16,942	△21,295	
幡	豆	郡	販	購	9	8	20	_	3,604	56	21	_	16,499	△3, 262	23	261,733	90, 139	△18,870	
額田	郡・岡	崎市	販	購	9	8	19		-	-	22	91,837	85, 617	1,361	25	85,582	84,586	420	
中	島	郡	販	購	10	8					18		17, 178	205	20	_	80,838	167	
西	加茂	郡	販	購	10	大15					12	-	39, 209	758	13	-	650	△2,972	
宝	飯	郡	Ę	养 ———	11	15					17		18, 768	283	20		10, 103	292	

注(1) 典拠は第23表と同じ.

^{(2) ()}内は後に拡張した区域を示す.

⁽³⁾ 購連が販売兼営となったものに、渥美郡連(大12)・東春郡連(大9)・額田郡連(大11)・中島郡連(大13)がある・

⁽⁴⁾ Δは赤字を示す.

第25表 京都府の信連の事業

(単位:円) 訍 解 大 正 5 年 大 正 12 年 昭 和 5 年 区 域 事業種類 立年 散年 所 属組合数 所 属組合数 所 属組合数 貸付額 貯金額 損益 貸付額 損益 貯金額 貸付額 貯金額 損益 京都府 大13昭19 信 263 1,244,349 4,751,141 28,736 (207)(205)与 謝 郡 明43 大10 信 15 2,000 23, 932 175 (4) (10) 南桑田郡 信販購利 44 昭 6 19 40, 667 109, 487 1,020 19 113,608 206,360 2,075 19 84, 536 306, 882 418, 302 (35)(16) (17) (19) (9) (19) 乙訓郡 信 購 大2 11,983 4 12 53 15,500 288,395 2,706 (-)(9) (2) (16)船井郡 信販購 5 9 17 16,407 12, 166 90, 799 20 1,109 64, 359 320, 198 46, 351 24 (-)(12) (4) (19)(11)(23)何庭郡 信販購 9 8 10, 270 34,505 7,500 516 15 78,024 333 (5)(25)(2) (15)加佐郡 信 購 10大12 5,000 8, 243 1, 235 17 (3) (17) 天田郡 信販購 11昭8 71,650 160,231 1,579 150, 572 508, 244 (26)(27)(47) (28) 3,010

注(1) 典拠は第23表と同じ.

⁽²⁾ 貸付額・貯金額は年度末残高,()内は貸付件数または貯金口数を示す。

⁽³⁾ Δは赤字を示す.

第26表 岡山県の信連の事業

															· · · · · · ·	· 117
,	4.1	事業	設	解		大 正	9 年			大 正	14 年			昭 和	4 年	
区 域	攻	種類	工年	年	所 属 組合数	貸付額	貯金額	損益	所 属組合数	貸付額	貯金額	損益	所 属組合数	貸付額	貯金額	損益
祌	県	信	大 4	昭19	207				306	785, 574 (238)			386			
上	郡	信販購	明43	5	16	20,032 (17)			15	13, 700 (7)	51,066 (15)	167	15			
田	郡	信販購	大1	2	17	6,300 (7)			19			474				
備	郡	信販購	2	10	27	44, 235 (22)			28	54, 481 (27)	109,375 (25)	1,002	28			
道	郡	信販購	3	2	19	9,990 (8)			18			97				
口	郡	信販購	4	10	23				23			1,920	26			
津	郡	信販購	6	5	24	23,949 (5)			24			△1,999	24			△822
		信販購	7	大13	30	8,598 (12)										
	山上田備道口津郡・	山 県 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡	山 県 信 版類 信 優 版	山 県 信 大4 上 郡 信販購 以 田 郡 信販購 人 埔 郡 信販購 3 口 郡 信販購 4 津 郡 信販購 6 (国販購 6 6 6 (国販購 7 7	山 県 信 大4 昭19 上 郡 信販購 明43 5 田 郡 信販購 人1 2 備 郡 信販購 2 10 道 郡 信販購 3 2 ロ 郡 信販購 4 10 津 郡 信販購 6 5 採郡・川上 信販購 7 大13	山 県 信 大 4 昭19 207 上 郡 信販購 明43 5 16 田 郡 信販購 大 1 2 17 備 郡 信販購 2 10 27 道 郡 信販購 3 2 19 口 郡 信販購 4 10 23 津 郡 信販購 6 5 24 (部 丁 大 13 30	山 県 信 大 4 昭19 207 421,107 (101) 上 郡 信販購 明43 5 16 20,032 (17) 田 郡 信販購 人 1 2 17 6,300 (7) 備 郡 信販購 2 10 27 44,235 (22) 道 郡 信販購 3 2 19 9,990 (8) 口 郡 信販購 4 10 23 46,767 (18) 津 郡 信販購 6 5 24 23,949 (5) (郡・川上 信販購 7 大13 30 8,598	山 県 信 大 4 昭19 207 421,107 230,149 (82) 上 郡 信販購 明43 5 16 20,032 32,373 (17) 田 郡 信販購 人 1 2 17 6,300 (7) (3) 備 郡 信販購 2 10 27 44,235 58,985 (22) (22) 道 郡 信販購 3 2 19 9,990 11,567 (8) (5) 口 郡 信販購 4 10 23 46,767 (56,529 (18) (27) 津 郡 信販購 6 5 24 23,949 73,882 (5) (15)	山 県 信 大 4 昭19 207 421,107 230,149 8,007 (101)	山 県 信 大 4 昭19 207 421,107 230,149 8,007 306 上 郡 信販購 明43 5 16 20,032 32,373 △3,999 15 田 郡 信販購 人 1 2 17 6,300 58 149 19 (7) (3) (3) 備 郡 信販購 2 10 27 44,235 58,985 5,151 28 (22) (22) 道 郡 信販購 3 2 19 9,990 11,567 76 18 (8) (5) 1 郡 信販購 4 10 23 46,767 56,529 503 23 (18) (27) 2	山 県 信 大 4 昭19 207 421,107 230,149 8,007 306 785,574 (238) 上 郡 信販購 明43 5 16 20,032 32,373 △3,999 15 13,700 (77) 田 郡 信販購 人 1 2 17 6,300 58 149 19 13,390 (77) (3) (11) 備 郡 信販購 2 10 27 44,235 58,985 5,151 28 54,481 (22) (22) 道 郡 信販購 3 2 19 9,990 11,567 76 18 (27) 道 郡 信販購 4 10 23 46,767 56,529 503 23 56,394 (18) (27) 常 郡 信販購 6 5 24 23,949 73,882 △2,263 24 (8) [郡・川上 信販購 7 大13 30 8,598 21,338 △4,628	山 県 信 大 4 昭19 207 421,107 230,149 8,007 306 785,574 2,019,410 (285) 上 郡 信販購 明43 5 16 20,032 32,373 Δ3,999 15 13,700 (15) 田 郡 信販購 人 1 2 17 6,300 58 149 19 13,390 6,322 (7) (3) (11) (6) (6) (7) (3) (11) (6) (22) (22) (22) (22) (22) (22) (22)	山 県 信 大 4 昭19 207 421,107 (230,149) 8,007 306 785,574 (2,019,410) 9,903 上 郡 信販購明43 5 16 20,032 32,373 A3,999 15 13,700 51,066 167 (17) (15) 田 郡 信販購大1 2 17 6,300 58 149 19 13,390 6,322 474 (11) (6) (7) (15) (11) (6) (7) (15) (11) (6) (7) (15) (11) (6) (7) (15) (11) (6) (7) (15) (11) (6) (7) (15) (11) (6) (7) (15) (11) (6) (7) (15) (11) (6) (7) (15) (11) (6) (7) (15) (11) (6) (7) (15) (11) (6) (11	山 県 信 大 4 昭19 207 421,107 230,149 8,007 306 785,5742,019,410 9,903 386 上 郡 信販購 明43 5 16 20,032 32,373 △3,999 15 13,700 51,066 167 15 田 郡 信販購 人 1 2 17 6,300 (7) (3) (11) (6) (6) (7) (3) (11) (6) (22) (22) (22) (22) (22) (22) (22)	山 県 信 大 4 昭19 207 421,107 (101) (82) (238) (238) (285) (285) 上 郡 信販購 明43 5 16 20,032 32,373 △3,999 15 13,700 (15) (7) (15) (15) (4) (4) (4) (5) (17) (18) (17) (18) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19	大 下 大 下 下 下 大 下 下 下

注(1) 典拠は第23表と同じ.

⁽²⁾ 信用兼営の期間が限定されるのは、上道郡連(~ 大12)・浅口郡連(大9~)・御津郡連(大8~12)・北備三郡連(上房郡外2郡,大9~)である。

⁽³⁾ 貸付額・貯金額は年度末残高,() 内は貸付件数または貯金口数を示す。

^{(4) △}は赤字を示す.

第27表 山口県の販購連の事業

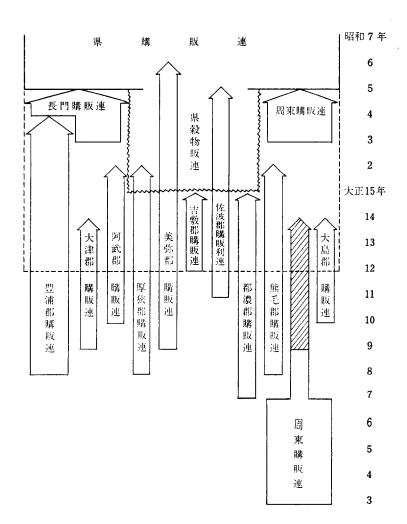
F-7			事業	設	解散		大 正	9 年			大 正	12 年			昭 和	4 年	
X		域	事業種類	設立年	年	所 属 組合数	販売額	購買額	損益	所 属 組合数	販売額	購買額	損益	所 属 組合数	販売額	購買額	損益
山	П	県	販購	大12	昭11					11	-	73, 695	408	16		129, 758	394
		(熊毛 島 郡)	信販購	明43	5	38	5,004	45,050	△347	38	_	48, 831	2, 136	32	431, 423	158, 618	2, 153
都	濃	郡	販購	大 7	大14	18	1,599	28, 756	△2, 568	24	-	65, 755	△4, 467				
熊	毛	郡	販購	8	昭 2	24	11,724	117, 337	△10, 304	24	23, 423	171,755	△ 980				
厚狭郡	邶•	宇部市	販購	8	2	17	5,510	88,001	168	18	21,483	122, 379	206				
豊浦和	邶 •	下関市	販購	8	4	24	-	108,676	△7,540	29	-	206, 438	1,073				
大	津	郡	販購	9	大14	8		461	3	8	_	98	△ 6, 003				
美	弥	郡	販購	9	昭6	8		23,078	441	10	-	72, 655	510	12	387,605	136, 033	∆941
大	島	郡	販購	10	大14				ļ	12	-	3, 671	△245				
<u>[iii]</u>	武	郡	販購	10	昭3	,				11	-	38, 361	△6, 413				
佐	波	郡	販購利	11	5					15	7,974	109, 251	928	13	273, 307	186, 438	△4, 625
吉	敷	郡	販購	12	大14					15	-	20, 699	530				
吉 敷	郡	外4郡	販	15	昭 5									24	1,077,309		1,325
豊浦郡	部外	2郡1市	販購	昭 3	5									50	1,674,737	353, 64 5	5, 497

注(1) 典拠は第23表と同じ.

⁽²⁾ 周東販購連 (玖珂郡外2郡) については第1図を参照のこと.

⁽³⁾ 購連が販売兼営となったものに,豊浦郡連(大11)・大津郡連(大12)・美弥郡連(昭3)・阿武郡連(大13)がある.

^{(4) △}は赤字を示す.

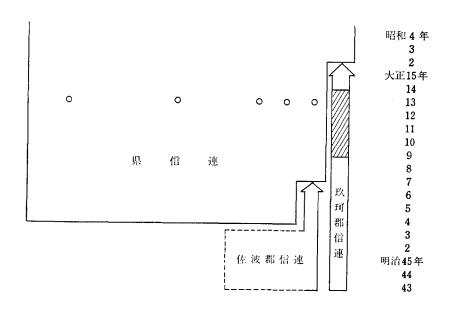


下 豐 大 'n 厚 美 害 佐 都 熊 玖 大 関 津 浦 武 狭 弥 敷 波 濃 毛 珂 島 市 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡

山口県における販購連の変遷 第1図

- 『山口県農業団体史』(昭和27年), 345, 504 頁および『産業組合要覧』 より作成.
 - (2) 破線は県購販連への加入、波線は県敷物販連の区域を示す。 (3) 周東購販連の斜線部分は信用事業兼営を示す。 (4) 厚狭郡には宇部市(大正10年市制)を含む。

九五



下 豊 大 厚 美 熊 大 뱜 间 都 佐 玖 関 津 浦 狭 弥 Ŧ. 島 武 濃 波 Ŧij 市 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 第2図 山口県における信連の変遷

注(1) 典拠は第1図と同じ.

- (2) 〇は支所の設置を示す。
- (3) 玖珂郡信連の斜線部分は兼営時代を示す.
- (4) 佐波郡信連の破線は他郡も区域としたことを示す。

し、かつ増額した。大正一二年設でいた連合会助成金を県費支出と 県も大正一○年、従来郡が支給し 県連合会を設け」ることを決議し 拡充期に郡連の解散が推進された。 状態であった。同県でも産業組合 無之ト謂ハサルヘカラス」という状ヨリ推シテ将来発展ノ余地殆ト 立された県購販連は郡連の集合体 郡連未設置の佐波郡・吉敷郡でも 年から県連設立の準備が始まる。 た。郡購販連の推移は第27表・第 郡設置の上は連合会を統一する為 郡購連の設立を推進して、その「各 三年の県下産業組合大会において、 ルコトモ亦不振ノ一因タルヘク現 ル能ハス資金運転上支障少カラサ 図のとおりである。大正一〇 一~二年に購販連が発足する。 山口県に移ろう。同県では大正

連合会ハ法規ニヨリ之カ組合員タ

第28表 区域別にみた連合会の損益状況

							(単位・ロ)
			1915 (大正4)	1920 (大正9)	1925 (大正14)	1930 (昭和5)	1935 (昭和10)
府	黒	合計額 連合会数	21,779	172, 740 38	748, 585 56	1, 385, 660	1, 790, 092 82
県	字	平均額	947	4, 546	13, 368	17,996	21,830
×	赤	合計額	199	208, 121	315, 956	185, 366	1, 145, 971
域	字	連合会数 平均額	2 100	6 34, 686	5 63, 191	18 10, 298	9 127, 330
	黒	合計額	15, 526	57, 058	181,873	81,962	102, 282
郡•	字	連合会数 平均額	37 420	65 878	82 2, 218	35 2, 342	17 6, 017
数郡区域	赤	合計額	900	325, 798 42	304, 527 40	394, 122	61,704
坳	字	連合会数 平均額	150	7, 757	7,613	11,943	7, 713
府	黒	合計額	37, 399	825	49, 638	10, 171	_
県 以	字	連合会数	4 9, 350	2 413	3 16, 546	2 5,086	_
県以上の区	赤	合計額	-	17, 255	17,828	8, 450	_
域	字	連合会数 平均額	-	2 8, 628	17, 828	8, 450	-
	黒	合計額	74, 704	230, 623	980, 096	1, 477, 793	1,892,374
総	字	連合会数 平均額	64 1, 167	105 2, 196	141 6,951	115 12,850	99 19, 115
	赤	合計額	1,099	551,174	638, 311	587, 938	1, 207, 675
計	字	連合会数 平均額	8 137	50 11,023	46 13, 876	52 11,307	17 71,040
				·			

注. 『産業組合要覧』より作成.

					(4	位:千円)
		1915 (大正4)	1920 (大正9)	1925 (大正14)	1930 (昭和5)	1935 (昭和10)
所	府県区域	86	124	186	171	233
属 組	郡•数郡区域	25	22	21	22	23
合	府県以上	107	75	57	37	_
合 数	合 計	51	53	76	107	188
貸	府県区域	37	193	644	1,806	2, 195
付	郡•数郡区域	17	22	46	62	63
付残高	府県以上	6	64	37	168	_
門	合 計	25	104	431	1,402	2, 108
貯	府県区域	27	246	1,160	2, 896	5, 871
金	郡•数郡区域	13	66	149	232	55
金残高	府県以上	54	71	217	244	-
同	合 計	23	150	817	2, 272	5, 633
販	府県区域	27	1,566	1, 193	1,042	3, 251
売	郡•数郡区域	48	134	530	402	851
	府県以上	2,062	1,772	3, 367	1,641	-
額	合 計	495	521	942	740	2,600
購	府県区域	3	201	320	389	2, 451
買	郡•数郡区域	16	53	71	82	228
	府県以上	_	-	_	-	_
類	合 計	14	75	119	223	1,972

注. 第28表と同資料より作成.

せていた。この後、昭和四年の温泉料)の暴落が、購連に欠損を生じさ る事」などを決議した。当時、大戦筋に建議する事を全国大会に提出す 昭和三年には東部三郡に周東購販連 であった。大正一五年には五郡を区(5) 郡・伊予郡の両購連合併問題を契機 連に加入し得る様、法律の改正を其 県産業組合大会では郡連間の連絡方 正九年までに玉つを数える。同年の 郡購販連に支所を設置している。 ようであるが、大正一三年に五つの である。ちなみに、信連は第二図の 立される。このようなステップを踏 日本海側一市三郡に長門購販連が設 域とする県穀物販連が成立し、また 後の反動恐慌による 物 価(特に肥 法が論議され、「販購連が他 の 販購 は解散し、県購販連に一本化するの んで、昭和五年に郡連・県穀物販連 最後に愛媛県である。郡購連は大

に県購販連が設立されると、郡連は漸次統合されていった。

なお、③の「郡連散在型」は、府県連と郡連との間に直接的にリリー・

関連が見られない。

さて、第28、22表を見ると、大正後半期以降、郡連は赤字経さて、第28、22表を見ると、大正後半期以降、郡連は赤字経

針を明らかにする。 連の有力な支柱を失わせた。行政側も昭和期には郡連整理の方 大正一二年の郡制廃止(郡役所は同一五年まで存続)は、郡

関スル件」として、次のように指示を与えている。 農林省農務局長・松村真一郎 は、「小規模区域ノ連合会整理ニ第一〇回産業組合主任官協議会(昭和四年五月)において、

(前略)一郡又ハ数郡区域ノ連合会ハ現時ノ経済状態ニスが如キ事例アリ……之が設立ノ許可ヲ厳重ニシ既設ノボスガ如キ事例アリ……之が設立ノ許可ヲ厳重ニシ既設ノボスガ如キ事例アリ……之が設立ノ許可ヲ厳重ニシテ道府大部分ハ事業不振又ハ成績不良ニシテ……往々ニシテ道府大部分ハ事業不振又ハ成績不良ニシテ……往々ニシテ道府大部分、第一次の第一次では、1000円では、1000

合拡充五ケ年計画」において、地方連合会は「必要アル場合ニさらに、産業組合中央会が昭和七年一○月樹立した「産業組

《ノート》

産業組合連合会に関する一考察

会ハ特殊ノ存立理由アル場合ヲ除キ道府県区域連合会ニ整理廃ハ区域ノ整理統合ニ努ムルコト」とされ、特に「販売組合連合

合スル」方針が示されたのである。 (E)

れたのであった。 (20) を露呈し、行政的支柱を失って、解散・整理を余儀なくさせらを露呈し、行政的支柱を失って、解散・整理を余儀なくさせらい上見てきたように、郡連はそれ自身の経営的・機能的限界

『岡佳吉』(同記念事業会発行、昭和三七年。ちなみ中央会岡山支会発行、大正一四年)、五七頁 およ び中央会岡山支会発行、大正一四年)、五七頁 およ び兵 の 『全購聯十五年史』(同会発行、昭和一三年)、四六

(2) 『上毛産業組合 史』(産業組合中央会群馬支会発行、(2) 『上毛産業組合 史』(産業組合中央会群馬支会発行、に向は当時の香川県信購連会長)、八四~八五頁参照。

(3) 武藤喜一編『新潟県産業組合史』(産業組合中 央 会昭和四年)、七五頁。

行、昭和四四年)、四五頁参照。(4) 『福岡県信連 五十年史』(福岡県 信用農協連合会発新潟支会発行、大正一四年)、一〇頁。

対応策を研究せねばならなかった(『同上書』、一一七(5) 同県支会は、大正一一年七月には郡連事業不振への

(6) 『福岡県農業協同組合史』(福岡県農協中央会発行、七頁参照。

九九

昭和四一年)、一六頁より重引(原資料は『支会報』

- による。 連合会発行、 昭和五五年)、 九七、一一八、九〇九頁 以上は『愛知県経済連五十年史』(愛知県経済 農 協
- 以上は『滋賀県産業組合史』(産業組合中央会 滋 賀
- 9 支会発行、昭和一七年)、五四九、五五六頁による。 京都信連『五周年記念帖』(昭和四年)、一頁参照。
- 10 前掲『岡山県産業組合史』、一二四頁 日本銀行調査局編『日本金融史資料・明治大正編』
- 典は日銀岡山支店『岡山県ノ信用組合』、昭和四年)。 第二五巻(大蔵省印刷局、昭和三六年)、1○八三頁(原
- 12 (昭和三四年)、一一一頁参照。 『岡山県農業団体史』、(岡山県農協中央会発行、
- 13 『山口県農業団体史』(同編纂会発行、昭和二七年)、

五三七頁。

- 15 14 会発行、昭和三三年)、一八三、二二一頁参照 『山口県会史・自大正十年至昭和五年』 (山口 県 議
- 16 二一〇号、大正一二年四月)、五七頁参照 『愛媛県経済連史』第一巻(愛媛県経済農協連合会 「山口県購買販売組合連合会設立」(『産業組合』第
- 議されたが、決議は保留された。 県農会事業報告書』)。ちなみに、郡連の信用兼営も論 発行、昭和四五年)、五五頁より重引(原資料は『愛媛

- 17 昭和五五年)、二二四頁参照。 『愛媛県信連三十年史』(同信用農協連合会発行、
- 18 (9) 産業組 合中央会 『産業組合拡充五ヶ年計画』 (昭和 組合』第二八六号、昭和四年八月)、三〇四頁 「道府県産業組合及農業倉庫主任官協議会」(『産業
- 七年一〇月)、四二~四三頁参照。
- (2) 郡連の解散理由については、前掲『日本産業組合 史』、二一一頁、辻誠ほか『産業組合講座・六』(産業
- 二一五頁、 沢村康 『農業団体論』(日本評論社、昭和 谷松治 『日本産業組合批判』(高陽書院、昭和一一年)、 産業組合 史』(高陽書院、昭和一〇年)、一八七頁、奥 組合中央会、昭和四年)、一四〇頁、東浦庄治『日本 一一年)、四一八頁などを参照。

英小 括

以上の分析の結論を簡単にまとめよう。

庁・官吏に依存して行なわれる。 区域という設立方針が立てられた。初期の連合会の運営は官 まず成立期には、信連=府県区域、販・購・利連=郡・数郡

府県信連は最も 速く 普及し、 政策 金融 における 勧銀・農銀 産業組合体系を変容させた。

販・購連は主流が郡連で、西日本が先行した。郡連と県連と

以降は府県連への統合が進み、全国連――府県連――単位組合以降は府県連への統合によって乗り越えるというものであった。限界をそれらの統合によって乗り越えるというものであった。限界をそれらの統合によって乗り越えるというものであった。限界をそれらの統合によって乗り越えるというものであった。にれに対して後者では、郡連が府県連の地方分肢になるか(四限が、または府県連の鉄管とした府県は、府県連合会設立といて明確になった。郡連が府県連の地方分肢になるか(四限が、または府県連の統合が進み、全国連――府県連――単位組合の関連で、「郡連沿隊生した府県は、府県連合会設立といて明確になった。

検討も、別の機会に譲りたい。 「1) のぐる論議や、府県信連の兼営化(販購利連との合併)問題の がる論議や、府県信連の兼営化(販購利連との合併)問題の がる論議や、府県信連の廃止(産組中金の支所化)を 業構造、金融・市場構造を踏まえた個別研究が必要となろう。 業構造、金融・市場構造を踏まえた個別研究が必要となろう。

はあるまいか。

という三段階制が確立する。

統化過程を取り上げた諸研究についてふれておきたい。(2)(2)最後に、戦後の系統農協三段階制の前史として、産業組合系

野)点については、それが連合会の事業運営を不安定にさせるの組合の連合会に対する独立性・自主性」が明確であった(岡々れぞれの展開と、その絡み合いに本稿は焦点を当てた。「個々とは、すでに繰り返し見てきたところである。府県連・郡連そとは、すでに繰り返し見てきたところである。府県連・郡連そ

≪ノート≫

産業組合連合会に関する一考察

原因にもなったことと合わせて理解すべきであろう。

繰り返した点は軽視できない。
発展は地域差が著しく、各県・各郡がかなり独自に試行錯誤を城昌幸)というのには、一定の留保が必要であろう。連合会の城昌幸)というのには、一定の留保が必要であろう。連合会のないで、

れは単位組合における行政との関わりの評価にもつながるので「よい意味の官民一致」であった(玉城)と評価されるが、そりは、国家・地方レベルとも重要な意義 を 持っ た。この点は本論で強調したように、連合会の展開にとって行政との関わ

総じて、本稿では産業組合連合会に関連する基礎的な統計・

上CLV 口唇を受験 TIX Zは in LIFTS CLUME 資料を整理し、今後の研究の準備としたのである。

昭和五八年)、五二九頁(伊藤正直稿)参照。注(1) 加藤俊彦編『日本金融論の史的研究』(東大出版会、

ルヴァ書房、昭和四三年)、八五頁、 岡野昇一・井上二年)、一九頁、生田靖『日本農業と協同組合』(ミネ(2) 玉城昌幸 『農協五つの問題』(家の光協会、 昭和四

年)、二四三頁、などを参照。

周八 『協同組合論・批判と考察』(文真堂、 昭和五一

「付記」 本稿作成にあたり、松田昌二農業構造部長・武田勉